

特 241

829

社會大眾黨パンフレット

第七十四
興亞議會

活動報告

— 豫算及重要立法解説 —

181

社會大眾黨出版部發行



* 0004896000 *

0004896-000

特 241-829

第七十四興亞議會活動報告

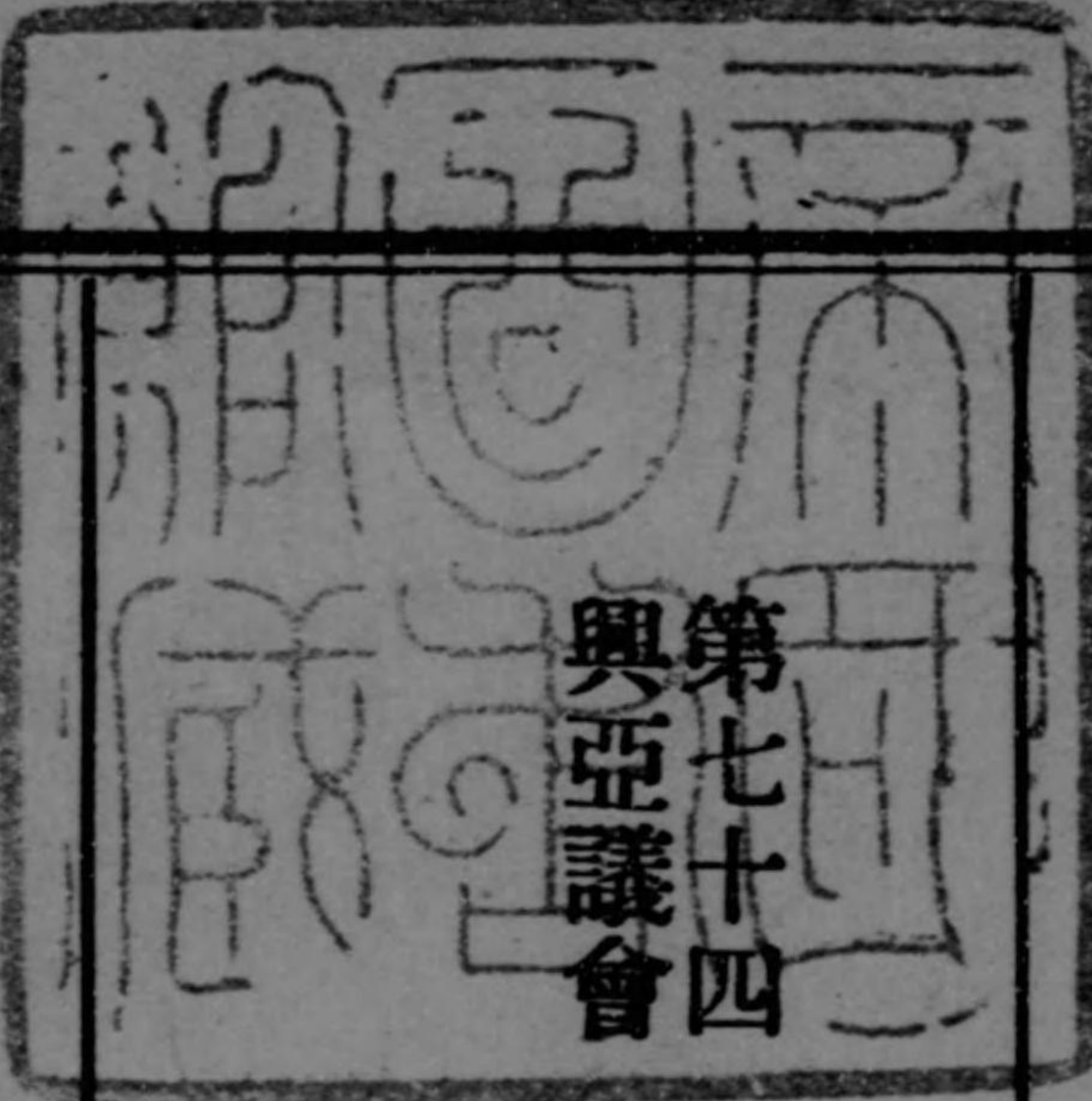
社会大眾党・編

社会大眾党出版部

昭和 14

ABC

特241
829



第七十四
興亞議會

特輯 社會大眾黨パンフレット

活動報告

— 豫算及重要立法解説 —



社會大眾黨出版部發行

第七十四
興亞議會
活動報告

—豫算及重要立法解説—

目次

第一部 第七十四議會概観……………	一
一、政變より再開まで……………	一
二、平沼内閣の議會登場とその政治方針……………	二
三、議會の中心的論議……………	六
四、議會を通じて觀たる政治の現段階……………	一〇
五、我黨の議會行動……………	一三
第二部 重要立法解説……………	一五
一、豫算……………	一五
1、昭和十四年度豫算……………	一五
2、臨時軍事費豫算……………	一四
3、赤字公債……………	一六
二、財政及金融……………	一三
1、増稅關係法……………	一三
2、兌換銀行券の保證限度擴張に關する法律……………	一四
3、産金法中改正……………	一四
4、日本産金振興株式會社法中改正……………	一四
5、金資金特別法中改正……………	一四
6、臨時資金調整法中改正……………	一四
7、北海道拓殖銀行法中改正……………	一四
8、災害地租稅の減免、徵收猶豫に關する法律……………	一四
9、兌換銀行券整理法中改正……………	一四
10、臨時陸軍材料資金特別會計法……………	一四

11、國債の割引發行に關する法律	二〇〇
三、產 業	二〇〇
1、輕金屬製造事業法	二〇〇
2、帝國礦業開發株式會社法	二〇〇
3、礦業法改正	二〇〇
4、工業組合法改正	二〇〇
5、保險業法改正	二〇〇
6、鐵の輸入税免除に關する法律中改正	二〇〇
四、交 通	二〇〇
1、大日本航空株式會社法	二〇〇
2、國際電氣通信株式會社法改正	二〇〇
3、造船事業法	二〇〇
4、船舶建造融資補給及損失補償法	二〇〇
5、海運組合法	二〇〇
五、農 業	二〇〇
1、米穀配給統制法	二〇〇
2、臺灣米移出管理特別會計法	二〇〇
3、軍馬資源保護法	二〇〇
4、種馬統制法	二〇〇
5、競馬法臨時特例法	二〇〇

6、森林法改正	二〇〇
7、林業種苗業法	二〇〇
8、酪農調整法	二〇〇
9、北海道土功組合法改正	二〇〇
10、農業再保險特別會計法	二〇〇
11、農林漁業増進に關する決議	二〇〇
六、社會立法	二〇〇
1、人事調停法	二〇〇
2、職員健康保險法	二〇〇
3、船員保險法	二〇〇
4、健康保險法改正	二〇〇
5、郵便年金法改正	二〇〇
6、恩給法改正	二〇〇
7、司法保護事業法	二〇〇
8、花柳病豫防法改正	二〇〇
9、借地借家臨時處理法改正	二〇〇
七、教育及文化	二〇〇
1、宗教團體法	二〇〇
2、寺院等に無償にて貸付しある國有財産處分に關する法律	二〇〇

3、青年學校國庫補助法	二〇七
4、青年學校生徒就業時間法	二〇七
5、地方學事通則中改正	二〇七
6、名古屋帝國大學創設に伴ふ特別會計の關涉に關する法律	二〇九
7、映 畫 法	二〇九
8、著作權に關する仲介業務に關する法律	二一一
9、國勢調査法改正	二一一
八、軍 事	二一一
1、兵役法改正	二一一
2、短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法改正	二一三
3、軍用資源秘密保護法	二一七
4、軍用自動車検査法	二一八
5、作業會計法中改正	二二〇
6、海軍工廠資金會計法中改正	二二〇
7、支那事變に關する特別資金として交付する爲公債發行に關する法律	二二三
九、外地關係其他	二二三
1、朝鮮事業公債法中改正	二二三
2、朝鮮私鐵補助法中改正	二二三

3、大正九年法律第五十三號中改正	二二五
4、明治四十五年法律第二十三號中改正	二二六
5、臺灣事業公債法中改正	二二七
6、國境取締法	二二七
7、滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律	二二八
8、中支那振興株式會社法中改正	二二九

第一部 第七十四議會概観

一、政變より再開まで

第七十四議會は事變下第二回の通常議會として意義深きスタートをした。畏くも議會召集の御勅語には

『東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東亞永遠ノ安定ヲ確保センカ爲ニハ實ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タサル可ラス』

と仰せられ、『時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ調サムコトヲ期セヨ』と御示し遊ばされた。議會もこの有難き御勅語の御精神に従つて、戦時議會たるに適はしい任務をつくし機能を發揮せむと期したのである。この議會が興亞議會の名を以て呼ばれたのは全く御勅語の精神から出たものであらうと思ふ。

然るに、偶々議會休會中の一月初頭政變が起つて、近衛内閣が倒壊した。國民は事變の當初以

來寢食を共にし來つた近衛内閣の退場に少なからざる失望を感じたが、新たな段階に應じて新鋭の内閣を迎ふこともまた意義ありと納得したのである。然し、近衛内閣が『革新政治』を標榜して何事か成さんとしてゐたのに對し、新内閣が『總親和總努力』の標語の下に稍もすれば、現状維持に墮する嫌あることに就ては少なからず慍然なく感じた。とも角平沼内閣の致命的な弱點は、清新潑刺の意氣の缺如であつたと思ふ。

かくして、近衛内閣の下に開かれた第七十四議會は、平沼内閣の手に依つて再開された。平沼内閣は、豫算その他に就ては全て前内閣の方針を踏襲したが、休會中の政變のために、法律案の提案がくれ、最初は衆議院に於て審議すべき法律案が無いために、本會議を休むと云ふ奇觀を呈した。議會が低調であるとの非難の出たのも、こうした外觀だけの觀察に基づいたものではあるまいか。少くとも後半期の議會は相當多忙でもあり活潑でもあつた。

二、平沼内閣の議會登場とその政治方針

二月二十一日議會が再開されて平沼首相、有田外相、石渡藏相の施政方針、外交方針、財政方針の演説があつた。この演説は、平沼内閣の第一聲であると思ふ意味に於て二重の緊張を以てき

かれた。これに續いて板垣陸相及米内海相から前議會以後の戦況報告があり、出征將士の勞苦に對する感謝、戦歿將士に對する深き哀悼、傷病將士に對する祈願の國民的感情が新にされた。

首相演説の大要は現下我が國の朝野をあげて對處しつゝある支那事變に對しては前に 長くも聖斷を仰ぎ奉つて定められた確乎不動の方針に基いて必要な施策を進めんとするものである。

長くも 明治天皇は『舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ』と仰せられたがこれこそ我が國政治の基礎であると信ずる。支那に於ても更生建設に向はんとする氣運が漲りつゝあるのは寔に東亞安定のために喜ぶべきことと思ふ。今次事變の終局の目的は單なる武力的勝利にあるのではなく支那の更生と之に伴ふ日滿支三國の互助提携の上に新しき東亞の秩序體制が確立されることである。我が國政治の根本は萬民輔翼にあるのであつて、國民全體が親和協同して皇謨を輔翼せねばならぬと信ずる。經濟統制の如きも今後引續き行ふが、恒久的建設的の各方針と併せ行ふことが必要であると思ふ云々——と云ふのである。

平沼首相の演説は、稍、抽象的であつて、その氣魄にも缺くところがあるとの評であつた。従つて、演説内容ともに好評とは行かなかつた。内閣が把持するところの政策も、この演説だけでは充分に窺ひ知ることが出來ず、國民一般も期待外れの感があつたに相違ない。唯徒らにゼスチ

ニアだけをやらないうで、實質的な政治をやつて行かうと云ふ意のあるところだけは理解出來たと
思ふ。

有田外相の演説は、支那に新しい中央政權が出來て、それが日本と相協力して事變收拾に邁進
せんことを期待する。コンミンタンに對して締結された日獨伊防共協定に對しては更にこれを
強化し擴大せんことを希つてゐる。第三國から支那に搬入される武器に對しては注視を怠らず、
絶えず第三國に對して注意を喚起しつゝある。對ソ漁業交渉に對しては我が正當なる既得權益を
擁護するためには適當なる措置を講ずる所存である——と云ふのであつた。

この外交方針の演説も、あまりに穩健中正を狙ひ過ぎて迫力に乏しいとの批評であつた。殊に
支那に對して、日本の指導的地位を遠慮するかの如き口吻のあつたのは、國民的感情と些か喰ひ
ちがふやうな感じがあつた。これまた好評とは行きかねたのである。

石渡藏相の財政方針の演説は、國防の充實を計ること、日滿支を通じて經濟力の伸張を計るこ
とが、我が財政方針の根本であるとし、一々數字をあげて豫算の説明をした。その大要を集約す
ると、昭和十四年度豫算は歳入歳出ともに三十六億九千四百餘萬圓であり、前年度に比して約一
億八千餘萬圓を増加してゐる、歳入の中顯著なのは普通歳入が二億九千四百餘萬圓増加したこと

でこれは財界の好況を反映してゐる。歳出に就て特筆すべきことは軍事扶助費、軍事援護費、傷
癒軍人（保護費合計九千七百餘萬圓）生産力擴充費（五千六百餘萬圓）物資需給調節費（千三百
餘萬圓）輸出増進費（千八百萬圓）馬政計畫費（二千餘萬圓）滿洲移民費（二千三百餘萬圓）民
間航空防空費（二千四百餘萬圓）等の新規費用の計上の外に治山治水のため、轉失業のため、中
小工業のため、青年學校のため等に經費を計上してゐる。尙中央地方を通ずる税制の根本的改革
は昭和十五年度を期して斷行する所存であり、國家總動員法第十一條の發動は現在準備中である
公債消化のための貯蓄運動も順調に行はれ、銀行預金は三十三億七千餘萬圓増加し、郵便貯金は
六億九千萬圓弱増加してゐる。従つて經濟界の狀勢は極めて順調で毫も不安はない——と云ふの
であつた。

大藏大臣の演説は、巨細に具體的數字を示して述べてゐるので、首相・外相の抽象的なとち
がひ、はじめて政治の核心にふれたような感を抱かしめた。けれども、公債消化の點に關して、
また貿易の前途に對して、大藏大臣としては當然であらうが、稍、樂觀に過ぎるとの批評が起つ
た。この議會の中心が財政經濟の問題にあつただけに、財政方針の演説はあらゆる方面から注目
され、これを土臺として各種の論議が展開された。

三、議會の中心的論議

本議會の中心的論議は

- 一、政府の支那事變處理に關する根本方針は何か。政府は善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則を述べられてゐるがその具體的の内容は何か。
- 二、東亞の經濟體制に就て政府は「互助連環の體制」と言つてゐるが、その内容は何を意味するのであるか。
- 三、第三國が新東亞の建設に對して障害をなしてゐるが、これに對して政府は如何なる態度を採らんとするのが、その具體的の方策如何。
- 四、重大なる世界の狀勢に應じて我が國防は果して完全であるか、當局の有する新國防體制に就てその全貌を明かにせよ。
- 五、藏相は公債消化は順調であつて些かの懸念もないと言つてゐるが、昭和十四年度の公債發行總額は五十九億餘萬圓約六十億であるが、かゝる莫大な公債發行に對して自然に任せた公債消化政策で充分であると考へるか。

債消化政策で充分であると考へるか。

- 六、昭和十四年度に於ける中心問題は物價問題である。物資需給の關係、公債の累層からして物價騰貴を招來するのは必至であるが政府はこれに對して如何なる對策を採らんとするのか。
- 七、尨大な豫算を計上してもこれに對應すべき物動計畫がなければ空手形に等しい。政府が現に立案してゐる物動計畫が果してこの豫算消化に足るものなりや否やその全貌を明かにせよ。
- 八、生産力擴充はこゝ數年來の懸案であるが、生産力擴充に必要な物資、勞力等に就て政府に如何なる對策があるか。
- 九、食糧の自給自足は我が國の強味でありこれを確保することは惡性インフレ防止の最善な對策であるが、農山漁村に於ける銃後生産力の擴充に就て政府はいかなる方策を有するか。
- 一〇、銃後國民生活を確保し、事變による犠牲を公平ならしむることは急務であり、この爲には戰時社會政策の實施が必要である。然るに政府から提案されたものは職員保險、船員保險等二三の社會政策的立法に過ぎないがもつと根本的な銃後社會政策の實施が必要ではないか。
- 一一、事變の結果産業の跛行狀態が益々甚しくなつたが政府のこれに對する對策は如何。中小商工業者の轉失業問題に就て如何なる方策を有するか。

一二、官僚獨善の聲は全國をあげて澎湃として起つてゐるが政府の對策如何。官吏制度の根本的改革をなす意思は無いか。

一三、負擔の均衡を計り、中央地方の均衡を計るために税制の根本的改革をなすのは急務であるが、政府はその聲明通り實行するの覺悟を有つか。

一四、政府は事變費負擔のために二億圓の増税を提案してゐるが、その趣旨が極めて不明瞭である。もつと積極的なる財政經濟方針を明かにせよ。

一五、平沼内閣以來國內改革に對する熱意が頗る後退したように思はれるのは遺憾である。長期建設に對應するために國內諸般の改革を斷行するのが急務ではないか。

一六、政府の思想對策は著しく抽象的である。新東亞建設のための思想に對していかなる考へを有つてゐるか。支那に於ける三民主義に就てどう處理する方針か。

等々であつた。これ等の問題は、本會議、豫算總會、分科會、各種委員會等に於て繰り返し質疑應答された。

これ等の諸問題の中、議會を通じて國民の前に明にされたものもある。また政府から實行を公約したものもある。その一々に就てこゝに述べることは出来ないが、本議會の收穫として特筆す

べきものは次の諸點である——

第一 國內の革新と云ふことは決して拒否するのではないが、餘りに革新を標榜して摩擦を生ずるよりは、むしろ運用で解決して行きたい。官吏制度の改革でも、行政機構の革新でも、現機構内の運用に依つて充分目的が達成されると思ふ。總動員法の全面的發動も目下のところ考へてもゐないし、その必要もない、唯事態の要求に應じて徐々に發動するを以て足りると信ずる。

第二 外交方針としては日獨伊の防共協定を樞軸にして進むことは當然であるが、さりとて英米佛三國を飽くまで排除すると云ふ考へは持つてゐない。我國に對し第三國が經濟的封鎖を以て臨むと云ふことは考へられないが、假りに經濟的封鎖を以て臨んで來ても、あくまで初志の貫徹に邁進するのみである。唯殊更に第三國との間に事を構へると云ふことはしない積りである。

第三 物資動員計畫に就ては、昭和十三年七月に立案したものを更に擴大したものが出來てゐる。これは昭和十六年度に完成するのであるが、完成した時には物資の需給状態は非常に樂になる。物資動員計畫は差し當り鐵、石炭、輕金屬、非鐵金屬、石油、パルプ、金、船舶、自動車等々に就て大規模な増産計畫を樹てゝゐるのであつて、これ等は殆んど倍加される計畫となつてゐるのである。

第四 軍事計畫にあつては、海軍の第四次補充計畫が新しく頭を出して来た。これは總額十二億圓であつて、昭和十八年度に完成する。これと併んで陸軍の新軍備計畫も出て来たが、この全貌は未だ明かにするを得ない。然し支那に對しては相當長期に亘る駐兵を要するのであつて、その駐兵の費用と、ソ支二正面同時作戰の費用とを考へて行くと、現在要求されてゐる臨時軍事費を含めた軍事豫算と云ふものは茲數年間には決して減らぬものと見なければならぬ。

第五 インフレ防止の方策としては、物價騰貴の抑制と、公債消化のための百億貯蓄の奨励との二本立で行く。物價騰貴を抑制するためには、從來の物價委員會を改組して更にその機能を發揮するに努めるが、強制貯蓄と云ふことは未だその必要が無いと思ふ。生産力の擴充に就ては一層力瘤を入れて、この方面からもインフレの防止をやる……。

四、議會を通じて觀たる政治の現段階

以上が本議會に表はれた中心的論議であるが、これ等を通じて本議會の「性格」を判断すると應急的施設から恒久的建設に移行し來つた跡が顯著に看取される。議會論議の内容は、まだ

低調たるを免れないが、積極的、建設的言論に重點の置かれ出したことが著しく目につく。

第七十三議會は、電力國家管理案、國家總動員法案などに現はれたように、早く戰時統制經濟に移行せんとするために、焦燥、應急の氣分が流れてゐた。この氣分が議會内の守舊勢力と相搏つて屢々スリルを捲き起したのは未だ世人の記憶に新たなるところである。然るに今議會に於ては全然違ふ。略々完成されたる戰時經濟體制の上に、いかにして積極的な建設を行ふかと云ふことが主たる課題となつた。従つて論議がイデオロギーから技術に移り、内容が頗る細緻となつた。こうした政治的任務を考慮すると、近衛内閣から平沼内閣に移つたのは決して偶然ではない。戰時經濟體制を完備するまでは近衛内閣の迫力が必要であつた。然し長期建設の段階に入ると、平沼内閣のような散文的な内閣がむしろいゝ。革新的な勢力からは食ひ足りなくても、質實な建設には却つて嵌り役かも知れないからである。

従つて、政府と政黨との間のイキの合つてゐたことは、この議會の特筆すべき特徴であつた。これは第六十九議會以來かつて見ない現象である。平沼首相もつとめて既成政黨に媚を呈し、既成政黨も殊更に意地の悪い追求を試みなかつた。法律案に於ても、摩擦を豫想される選舉法改正案、町村制改正案などは、豫め政府が提案を見合せると云ふ慎重振りであつた。唯一つの難案と

見られた米穀配給統制法案も、この空気に乗つて易々と通過して了つた。僅に増稅案で食ひ下がられた位のものであつた。

それ故、政府はこの議會であまり痛手を受けてゐない。どんな内閣でも、一つの議會を通過するまでには相當の手傷を負ふものである。近衛内閣でも、第七十三議會を通つた時には滿身瘡痕で改選せずには行けない状態となつて居た。ところが今度はさうでない。政府に相當の餘力が残されてゐる。これも本議會の内容を検討する上に見のがす可らざることだと思ふ。

要するに本議會は、大なる戰鬪行爲も一段階を告げて、ホツと一息ついた現下の政治状態を反映してゐるのである。前途に對する不安は山積してゐても、目前小康を得てゐるのが現下の状態である。そこで議會も比較的平穩に過ぎたと言ひ得る。けれども、この状態が何時まで續くか、平沼内閣の事勿れ主議でどこまでやれるかは、かゝつて今後の事態の推移にあるのである。而してこれを破るものは國內の經濟問題にあると思ふ。

議會を通じて露呈されたことは平沼内閣の性格が現状維持的であることである。諸般の具體政策に於て然る計りでなく、現存政治勢力に對する態度に於て特に然りであつた。ために、昨年以來高まり來つた革新的勢力の結集運動は、一應その芽をつまられた形である。然しこれがどこまで

時局の推移と共に行くか興味ある課題である。

五、我が黨の議會行動

斯くの如き客觀的状態の下に於て、特色ある議會行動をなすことは困難である。世人の中には八十九件の法律案、九十四億圓の豫算案に對して、議會が全て滿場一致を以て協賛し、我が黨また同一行動を採つたことに就て批判をなすものがある。然しそれは當らぬ。現在議會に提案される法律案と言ひ、豫算案と言ひ、何れも必要缺く可らざるもの計りである。何人が政治の衝に當つても、これを否定することは出來ない。勿論我が黨と雖も、苟も國策の線に沿ふ以上、反對出來る筋合のものではない。

そこで我が黨の議會行動も、夫れ／＼の法律案並に豫算案に、希望條件を附し、若しくは附帶決議を附して態度を明にすると云ふ細い點に限られることとなつた。前議會に至るまでの如く、或は反對し、或は修正し、或は積極的に原案を支持して、他黨と異つた議會行動をすると云ふ機會が全く無くなつて了つた。これが稍もすれば一沫の物足らなさを黨員大衆に與へる原因となつ

てゐるようであるが、現下の政治状態を解剖すると、この理由は自ら明かになると信ずる。然し、我々はあくまでも革新的勢力としての要求を許され得る最大限にまで發揮して闘つた。殊にこの要求は議會中、東方會との合同運動として發展し、あらゆる現状維持的勢力に一大警鐘を亂打した。不幸にしてこの合同は具體的に結實するに至らなかつたが、これを通して與へた波紋は大きかつたと思ふ。全ての現状維持の勢力が、總動員してこれが揉みつぶしに狂奔したので、もその既成陣營に與へた影響のほどは知られよう。

何れにしても、第七十四議會は、次に發展すべき大なる飛躍の前の準備として意義がある。歴史的に見れば、新しい時代の發足點だと思ふ。これに應じて我が黨も、第七十四議會の議會行動の批判の上に、次の發展を準備しなければならぬ。

第二部 重要立法解説

一、豫算

1 昭和十四年度豫算

イ、實質九十五億圓の豫算

昭和十四年度總豫算額、即ち一般會計豫算は、次表の如くである。

第一表

第七十四議會通過の本年度一般會計豫算（單位千圓）

本豫算額 追加豫算額第一號 追加豫算額第二號 計

歳入

經常部 二、三七二、八四〇

四、八五四

三四三

二、三七八、〇三八

臨時部	一、三二一、八二六	九〇五、六八九	一九八、九八九	一、四二六、五〇五
計	三、六九四、六六六	九一〇、五四三	一九九、三三二	四、八〇四、五四三
經常部	一、九六二、九七七	九二、八四五	二二、三二八	二、〇七八、一五一
臨時部	一、七三一、六八九	八一七、六九八	一七七、〇〇四	二、七二六、三九二
計	三、六九四、六六六	九一〇、五四三	一九九、三三二	四、八〇四、五四三

これを前議會即ち第七十三議會通過の豫算額と比較すれば

昭和十三年度豫算	三、五一四、五二一、四一五圓
同 十四年度豫算	四、八〇四、五四三、五二七
前年 比 較 増	一、二九〇、〇二二、一一三

(註) 各年共本豫算と追加豫算の合計額。豫算計数は一ヶ年間に十二億九千餘萬圓の激増を記録してゐる。

更に前記四十八億四百萬圓の一般會計豫算に臨時軍事費追加豫算四十六億五百萬圓を加へれば總額は九十四億九百五十四萬圓餘となる。このうち支那事變その他一般會計より軍事費に繰入れの通り抜け勘定五億三千五百十八萬六千圓を整理すれば、純計額は八十八億七千四百三十五萬五

千圓となるが別に臨時軍事費關係で七億圓の豫算外契約が認められてゐるから、昭和十四年の實質的豫算總額は實に九十五億七千四百三十五萬五千圓に達する譯である。
 事變下の我國財政が如何なる傾向を辿つて膨脹して行きつゝあるかを推知しやうため、豫算委員會に大藏省主計局が配布した「昭和十一年以降本豫算歳出費途別金額并割合調」を掲げて置かう。

第二表

	十一年度(實行豫算)		十二年度		十三年度		十四年度	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
皇室費	四	0.0010	四	0.0016	四	0.0016	五	0.0011
國債費	三三三	0.1663	四〇六	0.1445	五三三	0.1760	七〇六	0.1912
年金及恩給	一七六	0.0767	一八〇	0.0640	一八七	0.0633	二二九	0.0595
行政費	四六六	0.2134	五三三	0.1855	五六六	0.1976	一、一〇一	0.2981
補助費	一八四	0.0801	二六七	0.0951	二九六	0.1031	四三三	0.1148
軍事費	一、〇五七	0.4590	一、四〇八	0.4904	一、三三三	0.4412	一、一七四	0.3109
國庫豫備金	三三	0.0133	三三	0.0092	三〇	0.0102	三〇	0.0100

(單位百萬圓)

計	11,100	1,000	11,100	1,000	11,100	1,000	11,100	1,000	11,100
皇室費と軍事費を除く各費目は年々増大し、支那事變の前年と今年度を比較すれば									
國債費									一倍八割四分
年金及恩給									一倍二割四分
行政費									二倍三割六分
補助費									二倍二割九分
豫備金									二倍九割

の各増加を示してゐる。軍事費の割合が低下したのは臨時軍事費特別會計への整理繰入が行はれたりしたからで、實質的には、これも亦増大してゐるのである。

ロ、變體形式の恒久化

今年度の歳出豫算を經常部と臨時部に分つて見ると、そこに一つの劃時代的特徴を握り得る。それは臨時部歳出が經常部歳出を凌駕してゐる事實であつて、かゝることは日清日露の戦時財政にも見られなかつた新事例である。

(單位千圓)

	十四年度豫算	十三年度豫算
經常部	二、〇七八、一五一	一、七六七、四四六
臨時部	二、七二六、三九二	一、七四七、〇七四
臨時部歳出をして經常部のそれを超過せしめた原因は第一表によつて推知し得るやうに、陸海軍の新軍備擴充計畫の追加豫算第一號が提出されたからで、この追加豫算は次の如く新規繼續費の初年度分を中心を置いてゐる。		
陸軍省	繼續年限	總額
國防充備費	五ヶ年	一三、二〇四、七五〇圓
航空部隊其他改編費	五ヶ年	九〇、六〇五、一一八
兵備改繕費	四ヶ年	九一、〇八七、一五五
海軍省		
艦艇製造費	六ヶ年	一、二〇五、七八〇、〇〇〇
水陸整備費	五ヶ年	一八八、三二一、〇〇〇

航空隊設備費 五ヶ年 三〇〇、〇四一、〇〇〇

それ故、この臨時部歳出が經常部歳出を凌駕する變體的豫算形式は、本年度を緒に相當年月繼續するものと見なければならぬ。

ハ、増加する租税收入を超越す國債費の増大

今年度歳入を公債金と租税收入に分ければ次の如くである。

	本豫算額	追加第一號	同第二號	計
公債金	八〇九、一九五	七二八、〇四四	一九〇、四九二	一、七二七、七三二
租税收入	二、〇六九、八四九	一四一、一九八	〇	二、二一一、〇四七
經常部	一、七四一、八三〇	四、一〇六	〇	一、七四五、九三七
臨時部	三二八、〇一八	一三七、〇九一	〇	四六五、一〇九

豫算總會に大藏省が公表した國稅并に國債の負擔額は次の通り累年増加してゐるが、前表の公債金並に租税の増加豫算額は更に一層この傾向に拍車を加へるものと斷定し得やう。

國稅・國債・同利子一人當負擔額

直接稅	其他諸稅	計	未償還國債負擔額	同利子負擔額
-----	------	---	----------	--------

昭和十年	六・一七〇	五・〇六八	一一・二三八	九七・四一六	四・五三二
十一年	七・二九五	五・二二二	一二・四一七	一〇三・二二一	四・四〇〇
十二年	一一・二一五	六・〇六一	一八・一七六	一二六・四〇二	五・二二〇
十三年	一四・六七九	七・九六五	二二・六四四		

財政の堅實度を示唆するものが、租税收入と國債利子年額の對數であるとして之を見るならば

租税收入(A)	國債整理基金繰入額(B)	BのAに對する割合
昭和十三年度	一、八〇五	五八一
同 十四年度	二、二一一	七六三
		〇・三二一
		〇・三四

でこの割合を日清・日露の戦後經營期に較べれば

租税收入(A)	國債利子年額(B)	BのAに對する割合
明治二十九年	七一	一七
同 三十九年	二八三	一〇五
		〇・二四
		〇・三七

の如く、日清戦後より比重は重い、日露戦後第一年より軽いと云ひ得るのである。併しながら租税收入の増加にも拘らずそれに對する國債費の割合が次第に重くなつて行く傾向は注目し値ひ

しやう。

二、豫算に對する希望條項

實質九十五億圓の劃期的豫算は、幾つかの注目すべき傾向をその中に包蔵しつゝ成立した。議會も亦その施行の前途に對し、慎重緻密な検討を加へた。その中心は先づ物動計畫内容に觸れ、果して九十五億圓の豫算が必要とする物資の調達が可能なりや不やは秘密會に於て論議され、國防の完璧、生産力擴充、銃後生活の安定を三位一體的に達成するがためには、幾多の改革を要すべきことが明かにされた、革新を要望する吾黨は豫算案討議の機會毎に反覆して次の希望を述べて來た。

希望條件

- 一、政府は昭和十四年度各豫算案を實施するに當つては計畫的なる財政經濟政策を樹立し惡性インフレーションの發生を防止し國家總動員態勢の下、些の破綻なきやう萬遺漏なきを期すべし。
- 二、政府は物動計畫の全貌を發表して國民の協力を求め、生産手段に對する統制を強化して、全産業機構を計畫的且つ綜合的に動員すると共に、その過程に生ずる犠牲者、特に中小商工業者並

- に從業員の轉失者に付ては、國家がその全責任を負ふの原則の下に萬全の方策を講ずべし。
 - 三、政府はその聲明の如く昭和十五年度を期して中央地方を通づる税制の根本的改革を斷行し、負擔の均衡を圖ると共に長期建設に對應する財政體系を整備すべし。
 - 四、政府は戰時社會政策を具體化して民力を涵養し、軍備の充實、生産力の擴充と相俟つて、國際的壓力に對抗すべし。
 - 五、政府は東亞新秩序建設に即應せる國內諸般の革新を斷行し、國民總協力の實を擧ぐべし。
- 最後に尨大國家經費の支出が國民の所得關係に如何なる變化を與へつゝあるかを、大藏省主税局の第三種個人所得金額階級別人員調に見やう。

所得金額(年)	十一年	十三年
四百萬圓以上	二八	七八
四百萬圓以下	一	一
三百萬圓以下	三	一五
二百萬圓以下	一三	四八
		一三三

百萬圓以下	九七	一八五	二四
(二十萬圓以上五十萬圓以下)	四〇一	八二一	

即ち高額所得者は事變後急速に増加し、轉失業の苦惱に喘ぐ國民のある反面に、一日平均一萬圓以上の所得を持つ百萬長者が輩出し、尨大軍事豫算は社會に明暗二色を湛えてゐる。

2 臨時軍事費豫算

支那事變に關する臨時軍事費特別會計は、今回更に歳入歳出各四拾六億五百萬圓を追加計上され、かくて三ヶ年の事變費總額は、次表の如く、百拾九億八千四百餘萬圓となつた。

支那事變軍事豫算額(單位百萬圓)

歳入	第七十二議會成立當初豫算額	第七十三議會追加豫算額	一般會計より移し整理せらるべき額	第七十四議會追加豫算額
公債金	二、〇三二	四、四五三	四〇一	三、九二四
借入金	〇	〇	三六	〇

他會計より繰入	〇	四二三	二	六七三
北支事件特別稅	〇	九	六六	〇
軍事費獻納金	〇	一	〇	二
計	二、〇三二	四、八八六	五〇七	四、六〇五

歳出	陸軍臨時軍事費	一、四三二	三、二五七	三〇三	三、一四三
	海軍臨時軍事費	三四九	一、〇四三	一〇四	八二二
	豫備費	二五〇	五五〇	一〇〇	六五〇
計	二、〇三二	四、八五〇	五〇七	四、六〇五	

今や支那事變は長期戰たる性質をクツキリ浮び上らせると共に、新東亞建設の新段階に突入してゐる。今後幾許の戰費を要するかは、何人にも豫想し得ない、この事變費を日清・日露の兩役のそれと比較すれば、そこに種々の示唆を受けるであらう。

日清戰役軍事費(自明治二十七年六月至同二十八年三月) 決算

收入	二二五、三三〇千圓	(100%)
支出	二二五	

明治二十六年國庫剩餘金	二二三、四三九	(一〇%)
公債募集金	一一六、八〇四	(五二%)
軍資獻納金	一六〇	
陸海軍恤兵獻納金	二、七八八	
雜 收 入	一、五一九	
占領地收入	六二四	
臺灣及澎湖列島諸收入	九三五	
特別資金繰入(償金の一部)	七八、九五七	(三五%)
支 出	二〇〇、四七五	
陸軍省所管	一六四、五二〇	
海軍省所管	三五、九五五	
差引剩餘	二四、七五四	
日露戰役戰費(自明治三十六年十月至明治四十年三月) 決算	一、七二〇、九三八千圓	(一〇〇%)

公債、一時借入金	一、四一八、七三一	(八二・五%)
一般會計繰入	一八二、四三〇	(一〇・五%)
特別會計繰入	六九、三一	(四・〇%)
其 の 他	五〇、四六四	(三・〇%)
歳 出	一、七二六、四四三	
陸軍省所管臨時軍事費	一、二八三、三一八	
海軍省同	二二五、一五四	
各省臨時事件費	二〇七、九七〇	

開闢以來の大戦争と謳はれた日清・日露の兩戦争の戦費決算額が一億圓或は十七億圓で事足りたに比し今事變は既に開戦第三年戦費總額百十九億八千四百餘萬圓を計上し一ヶ月の戦費は平均四億圓で、この月額戦費は日清戦争の全戦費の二倍にあたる譯である。この戦費中公債財源に俟つものは百八億一百餘萬圓、總額の九〇%以上を占め、これまた日清・日露兩戦争の記録を破つてゐる。

3 赤字公債

第七十四議會を通過した豫算中にある公債發行豫定額は

一般會計	本豫算額		追加第一號		追加第二號	
	千圓		千圓		千圓	
震災善後公債	四、四二八	〇	〇	〇	〇	〇
道路公債	八、九七四	〇	〇	一、四〇〇	〇	〇
赤字公債	七九五、七九二	〇	三六三、二九四	〇	一八九、〇九二	〇
滿洲事件公債	〇	〇	三六四、七五〇	〇	〇	〇
計	八〇九、一九五	〇	七二八、〇四四	〇	一九〇、四九二	〇
各特別會計	二七三、六六八	〇	〇	〇	〇	〇
臨時軍事費	三、九二四、〇七〇	〇	〇	〇	〇	〇

即ち合計五十九億二千五百四十六萬九千圓、約六十億である。その中赤字公債の總額は十三億四千八百餘萬圓に上り、之を前年の八億七千四十七萬餘圓に較べれば、四億七千七百七十餘萬圓

の増加である。

いま滿洲事件以來の各年末現在の内國債總額を示せば

昭和	内國債總額		對前年増	
	千圓		千圓	
六年末	四、五二五、四七〇	六二四、九八二		
七年末	五、一五〇、四五二	一、二四〇、六〇八		
八年末	六、四〇〇、〇六〇	八四二、五四八		
九年末	七、二四二、六〇八	九六五、三九七		
十年末	八、二〇八、〇〇五	九六四、一一九		
十一年末	九、〇七二、一二四	一、五一三、〇二六		
十二年末	一〇、五八五、一五〇	四、三四九、五八三		
十三年末	一四、九三四、七三三			

支那事變發生以來内國債額は急増し昨年末現在既に百五拾億圓に垂んとする巨額に達してゐる前年度末發行額一般並特別會計六億七千萬圓臨時軍事費合計十七億八千餘萬圓と本年度一般會計並に各特別會計の國債發行豫定額を睨め合せば今年度末には、内國債總額は優に二百億を越ゆるものと豫想されるのである。

急激に膨脹する國債の發行がインフレの悪性化を呼びはせぬかとは、萬人の危惧する點であるが、大藏當局の樂觀的説明にも拘らず、次の數字の語る日銀手持額の累増の如きは、國民に事態の決して樂觀すべからざるを訓へ、國民に一層の消費節約・貯蓄奨励を要請してゐると觀なければならぬであらう。

各 年 末	日銀内國債所有額	内國債總額に對する同上の割合
昭和 十年	四二〇、六九八千圓	〇・〇五二
十一年	四八七、一〇二	〇・〇五四
十二年	一、〇九三、五四七	〇・一〇三
十三年	一、六三四、六三六	〇・一〇九

——大藏省理財局發表による——

政府は國債消化に強制力を加へる意志なしと議會で答辯してゐるが、豫算總會に參考資料として配布した次の數字を見れば

政 府	十年末 百萬圓	十二年末 百萬圓	比較増、減(△) 百萬圓
政府關係共済組合	一八九	二二二	三三
地方公共團體	四七	四七	—
特殊銀行	九四七	一、六九五	七四七
普通銀行	二、二二〇	二、五六五	三四四
貯蓄銀行	一、〇九四	一、一六二	六八
保險會社	二二一	三九一	一七九
信託會社	三一五	二八五	△二九
其の他	二、二九六	二、四二三	一二七
計	九、五八〇	一一、八九二	二、三一二

政府或は政府の指揮下にある特殊銀行に於て國債所有高は著増し、私有資本たる普通銀行の保有量増加は特殊銀行のその半ばにも足りず、信託會社に於てはアベコベに減少さへ示してゐるこの數字は、今日國債消化に法律的強制力を加へるに至つてゐないが、既に行政的脱みをきかして居ると云ふ事實を暗示するものであらう。

更に滿洲事變以來の國債發行條件を検討して見るに、昭和七年五分利公債當時は償還年數は五十五年であつた。翌八年から十年の四分利國庫債券時代の償還年數は二十七年乃至二十三年の長

期債であつたが、昭和十一年三分半利債券が現はれるや十一ヶ年償還の短期債となり、支那事變國庫債券は短きものは十一ヶ年、長くも十七ヶ年で償還しなければならぬと云ふ短期債に落ちついてしまつてゐる。長期戦時代に戦費の重要財源たる公債が短期化すると云ふ背後に隠見するものが若し銀行資本の利己心であるならば、それこそ第一に國民の名に於て咎むべきものであらう。

二、財政及金融

1 増税關係法

イ、間接税増徴の傾向

馬場財政が中道に例れた第七十議會以來、臨時増税案審議は殆んど毎議會の恒例となつてゐる。而してこの増税の中心が支那事變發生以後如何なる方向に推移しつゝあるかを回想する必要がある。試みに第七十三・第七十四兩議會増税委員會に配布された平年度増税額見込表に基づき直接

税、間接税の増徴額割合を計算すれば次の通りである。

	第七十三議會		第七十四議會	
	金額 千圓	割合 %	金額 千圓	割合 %
直接税	二二二、八八三	六四・八	九〇、〇八三	四四・八
間接税	八五、九六四	二六・一	六九、六二三	三四・七
其他	二九、八一三	九・一	四〇、七〇四	二〇・五
計	三三八、六六〇	一〇〇・〇	二〇〇、四一一	一〇〇・〇

註——第七十四議會臨時増税の建築税二百萬圓、遊興飲食税三千七百萬圓、印紙收入一百萬圓は暫らく之を「其他」に入れた。

支那事變勃發當時の増税、即ち第七十一議會の北支事件特別税が、殆んど直接税一本建の増税であつたのを顧るならば、その後にはける事變増税が如何に間接税方面をシン／＼と侵しつゝあるかを推知し得やう。寔にこの數字こそ増税立案者の意圖が、最近動いてゐる方向を示唆するので、國民一般にとつて断じて無關心たるを許さぬものである。こゝに昭和十五年度を期する中、中央地方の税制改革断行が日程にのぼる根因が存するとも思はれるのである。

ロ、臨時措置法の方向轉換

三四

臨時租稅措置法は第七十三議會で制定され、今議會で改正されるに至つた。今次改正は本法制
定當時の趣旨から離れ、時局により打撃を被つたものの租稅を輕減する法律から、時局に基づく
需要股振を極めてゐる、或は極むべき産業の生産力擴充を中心に減稅を行はんとする法律に變質
して來た。試みに税目別減稅額を對比すれば次の通りである。

第七十三議會		第七十四議會	
直接稅	三、一八六、六四二圓	五、六九二、八八〇圓	
地租	七二五、一二五		
營業收益稅	一、九八八、五〇八	五二〇、四八三	
礦業稅	四七三、〇〇九		
所得稅		五、一七二、三九七	
間接稅	五二八、一三九	二九〇、六一五	
織物消費稅	五二八、一三九	二九〇、六一五	
其他		四五二、一五七	

印紙收入

四五二、一五七

——註——各年度豫算案に依る

こゝにも直接稅に篤く、間接稅に薄い庇護の傾向を見出し得るのであるが、とまれ臨時租稅措
置法が昨年の收益稅輕課の方針から、今年所得稅中心の輕減に移つた事實は、同法の方向轉換と
云はなければならぬ。

ハ、稅率から見た内容

今次特別増稅の内容を、稅率を中心にして、重だつたものを擧げれば、次の表の通りである。

清涼飲料稅 (増徴)	新稅率
玉ラムネ壘詰	一石に付 八・五〇圓
その他の壘詰	同 一五・〇〇
壘詰以外のもの	炭酸ガス一疋に付 四・五〇
砂糖消費稅 (増徴)	新稅率 一・七〇
擔入黒糖、擔入白下糖百斤に付	一・七〇

三五

赤糖、二番糖	同	四・〇〇
中双糖、再生糖	同	七・八〇
三盆白、精製糖	同	九・三〇
氷砂糖、角砂糖	同	一一・七〇
糖 蜜	同	自一・七〇 至九・三〇

物品切手印紙税（新設）

記載金高三圓以下のもの	〇・〇三
同 五圓 同	〇・一〇
同 十圓 同	〇・三〇
同 二十圓 同	〇・六〇
同 三十圓 同	〇・九〇
同 五十圓 同	一・五〇
同 百圓 同	三・〇〇
同 百圓を超えるもの又はその端數毎に	三・〇〇

建築税（新設）建築價格より五千圓を控除した金額の二割

物品税（範圍擴張並に増率）

増税並に新設されたる物品	新税率
清酒・白酒・燒酎・味淋・麥酒一石に付	一〇・〇〇
葡萄酒	一五・〇〇
果實酒（新設）	一五・〇〇
その他の酒類	同
赤 飴（新設）	一四・〇〇
白 飴（新設）	一・五〇
遊興飲食税（新設）	二・〇〇

遊興飲食の料金五圓以上に對しの百分の十

藝妓招聘料に對し百分の二十

臨時利得税

公社債利子税 税率を百分の十五に引上ぐ
 利益配當税 税率を二割以上のものに對し百分の十五に引上ぐ

かくてこの増税實施後に於ては、日本酒一升の中には四十五錢の基本税額と十錢の物品税、即

ち合計五十五錢の税金が含まれることとなつたのである。

二、税目別増税原案額と修正

衆議院はこの増税案に對し、次の修正を施した、即ち

一、臨時利得税 政府原案による船舶、鑛業權の讓渡利得に對する課税を前年に遡及せしめることになつてゐた點を昭和十四年一月まで遡及せしめ且つ賣買の都度二十日以内に課税する△政府原案によれば昭和十四年四月一日以後における原始取得については讓渡利得を課せずとあるを昭和十四年一月一日以降に遡及せしむる。

一、物品税 △第二種乙類 化粧用石鹼、齒磨、茶（紅茶は存置）を削除△第三種飴の税率は政府原案によれば百斤につき二圓とあるのを白飴（上級品）は二圓、赤飴（下級品）は一圓五十錢と修正△第一種乙類の織物のうち洋服の免税點は男子用一組六十五圓と内定してゐる點を七十圓とし、女子用の洋服一組四十圓その他も右につれて若干引上げる。

この修正の結果物品税に於て（單位千圓）

茶 一、五五〇

石 鹼	一、五六九
齒 磨	五七八
飴	五六〇
洋 服	三二四
計	四、五八一

の減税を見、初年度増税額は左の通りとなつた。

増税に因る増收豫定額

臨時利得税		
法人臨時利得税	税率引上	四七、一四〇 ^{千圓}
	平均利益計算方法改正	二五、〇九一
個人臨時利得税	税率引上	五四、九五
	讓渡利得	三、〇七六
小 計		八〇、八〇四
利益配當税		七、八四四
		三九

公債及社債利子税	四〇
五六三	
清凉飲料税	二、〇三二
砂糖消費税	九、六六九
物品税	四六、六三五
建築税	一、六一四
遊興飲食税	三二、九六六
印紙收入(物品切手印紙税)	一、〇一〇
合計	一八三、一四〇

尙國税として遊興飲食税が新設されて生ずる地方税の減收は、追加豫算に地方財政補給金千八百萬圓が計上され、これによつて減收額を現地還付する方針がとられることとなつてゐる。

船舶鑛業權の讓渡事實を前年度に遡及せしめずして生づる約三百萬圓の負擔輕課を徵稅技術の改正で差引増減なからしめた糊塗策は、右修正の發案者たる政友會、民政黨の本質を暗示するものとして忘れ得ないものがある。

2 兌換銀行券の保證限度擴張に関する法律

兌換銀行券の保證發行限度は、今議會に於て夫々擴張されて、次の如くになつた。

日本銀行	今議會擴張額	保證發行限度
朝鮮銀行	五〇千萬圓	二二〇千萬圓
臺灣銀行	六	一六
	三	八

兌換銀行券と法律上は呼んでゐるが、今日は各銀行とも兌換を停止して居る。そして保證發行限度の擴張はインフレの昂進を指標するもので、次に掲げる最近に於ける保證限度擴張の歴史は我國インフレの進行譜を示してゐる。

日本銀行	昭和十三年四月	十七億圓
	同 十四年四月	二十二億圓
朝鮮銀行	昭和十二年九月	一億圓
	同 十四年四月	一億六千萬圓

臺灣銀行

昭和十二年九月

五千萬圓

同 十四年四月

八千萬圓

四二

3 産金法中改正

戦時經濟の重壓は、國際決済手段たる金の必要を高め、既に第七十一議會で産金法の制定を見、昨年は日本産金振興株式會社の成立となつたが、別に大藏省は一昨年末金使用規則を制定し昨年八月には之を更に強化して醫療用必要已むを得ざるものの外金を用ゐたる製品は總て大藏大臣の許可なくしては之を製造し得ないこととした。併し超尨大な豫算實施に伴ひ、本年に於ける金の必要はますます増大すると豫想されるので、今議會に政府は産金法を改正し、民間所在金集中に手を延ばすこととなつた。即ち「一、金地金、二、金の合金にして命令の定むるもの、三、金を主たる材料とする物にして命令の定むる種類のもの」の所有者に對し之が處分に關し禁止若し制限をなし又は之を政府若くは政府の指定する者に賣却せしめることとしたのである。買上價格は含有純金量に應じて決められ、買上げられたものは金資金會計に屬せしめることとなつてゐる。

尙美術品骨董品工藝品その他のもので鑄潰すことを適當としない場合は、政府の許可を受けて賣却しなくてもいいこととなつてゐる。

4 日本産金振興株式會社法中改正

本法は産金振興に即應するため、同會社法に次の二點の改正を加へたものである。即ち第一點は、政府が日本産金振興株式會社に對し産金事業の振興上必要な命令を出した場合、之によつて生じた損失を政府が補償することとし、同社をして後顧の憂なく産金事業に邁進せしめることとしたことであり、第二點は、同社の配當補給金の限度を擴張し、右限度を民間出資に對する年四分の割合に相當する額と、産金振興債券の利息額の外に、新に借入金利息額を加へたその合計額にまで擴張したことである。

5 金資金特別法中改正

本法は産金の増加を測り國際收支の改善を圖るため金資金の運用範圍を擴張し、從來の金、國

四三

債、産金振興債券又は日本産金振興株式會社株式（額面二千五百萬圓を限る）に對する運用の外勅令の定むるものにも運用し得ることとしたもので、尙從來金資金を産金の増加を圖るため必要なる費途に使用しやうとする場合には、その金額を一般歳入に繰入れ、一般歳出として拂出すこととなつてゐた。これを今回他の特別會計で必要な産金奨励をなす場合には一般會計を通さず當該特別會計に繰入れ支出せしめる途を拓いたものである。

6 臨時資金調整法中改正

長期戦と新東亞建設のため國內の資金態勢を之れに適合せしめんとするのが、この改正案の趣旨であつて、改正點は次の三點に要約し得る。

第一點は事業設備の新設、擴張又は改良に關し許可を受くべきものの範圍を擴張し、個人及會社以外の法人にも及ぼすこととし、且その事業狀況の報告を求め、本法の規定による許可認可を受けず或は之に違反して新設、擴張、改良したる者に中止を命じ得ることとした點である。

第二點は日本興業銀行の興業債券の發行限度を五億圓から拾億圓に擴張すると共に、その元本

の償還及び利息の支拂につき政府に於て保證し得る限度を額面金額十億圓まで擴張したることである。

第三點は貯蓄債券の發行限度を二億圓から五億圓に擴張したることである。

7 北海道拓殖銀行法中改正

北海道拓殖銀行は北海道及び樺太に於ける拓殖金融を掌る特殊の使命を以て設立され、當初から不動産銀行業務と普通銀行業務を併せ行つて來たが、同地方の開発進展に伴ひ、同行の普通銀行事務の範圍は漸次擴張され、これが限度に關する法律上の制限も次第に緩和されるに至つた。併し近來の北海道樺太の經濟的發展は、短期資金の需要を益々増加させ、短期貸出も法律上の制限——普通銀行業務に屬する資金の融通總額は不動産銀行業務に屬する貸出總額を越ゆることを得ない——に達せんとしてゐる有様である。この制限を存置して置けば、同行は必要なる短期資金の需要に應じ得られない虞がある。夫故この制限を撤廢しやうと云ふのが改正法の第一點である。その第二點は、日本勸業銀行法及び農工銀行法の例に準じて、貸付金の年賦償還に五ヶ年以

内の据置年限を定め得る規定を加へたことである。

8 災害地租税の減免、徴收猶豫に関する法律

從來相當廣汎なる地域に互つて震災その他の災害が発生した場合には、その都度法律又は緊急勅令を制定して租税の減免、徴收猶豫等の手段を講じたのであるがこれでは敏捷にして且適切な措置を講じ得ない憾があつたので、この不備を除くため、災害発生の場合に對處する根據法を制定する必要が認められそれが標記題名の法律となつて今議會を通過したのである。

本法は、被害甚大なる災害が発生した場合特に必要ありと認むるとき、政府は勅令の定むるところに依り被害者の納付すべき國税及び被害物件に對し課せらるべき國税を輕減免除し、または之に關聯して課税標準の決定又は更訂、課税に關する申告及び申請並に納期に特例を設け、又は特別の徴收猶豫を爲そうとするものである。

9 兌換銀行券整理法中改正

昭和二年に制定された兌換銀行券整理法に基づき、「猪」と呼びなされてゐた舊い十圓紙幣は本年三月末を以て一應整理完了する譯である。この「猪」の引換を要求せずして政府を利得せしめる豫算金額は約四千萬圓であつて、この利得金は、同法第四條の規定により國債整理基金特別會計に繰入れることに定められてゐるが、この際利得金を一般會計の歳出の財源に用ゐるため右規定を削除すると云ふのが、改正法の骨子である。

10 臨時陸軍材料資金特別會計法

今次支那事變に際し陸軍に於て事變地にある軍需品の材材及び原料を取得し、之を利用するため、一般會計から一千萬圓を移して臨時陸軍材料資金特別會計を新設することとなつた、この特別會計は臨時軍事費特別會計と同様事變の終局までを一會計年度とし、資金に不足を生じたときは五千萬圓までの一時借入金を許するとしてある。

11 國債の割引發行に関する法律

國債整理基金特別會計法中改正法、明治三十九年法律第三十四號中改正法及び明治四十二年法律第九號中改正法の三件は、國債の割引發行に關聯する法律であつて、政府は國債消化の一助に昭和十四年度發行の小額國債から割引發行を實行することとなつた。

國債を割引發行することは、例へば子供が學校を卒業するときの資金として國債を買ふ人、或は娘の嫁入資金に國債を買ふ人の様に毎年一定の利子収入を必要としない人には、利子を蓄積して元利の償還を受けると同じこととなるので便宜な譯である。また海外同胞に小額公債を持たせても年々の利子支拂を必要としないから海外拂を節約出来ることとなる。

現行國債整理基金特別會計法では、右基金繰入額は前年度首の國債總額の萬分の百十六の三分の一以上と規定されて居り、且毎年支拂利子を繰入れなければならないが、割引發行方法によると、年々の支拂利子額の繰入額が不可能となり、償還期に一時に多額の繰入を見ると云ふことになるので、この全利子額の年平均額を基金に繰入れ得る様に法律を改正する必要が起り、こゝに國債整理基金特別會計法中改正法律が提案されることとなつたのである。

明治三十九年法律第三十四號中改正法は小額割引發行國債の消滅時効を十ヶ年に延長する趣意であり、明治四十二年法律第九號中改正法は、政府に對する保證金その他の擔保に供された割引

發行國債を公賣に附するとき、命令によつてその買入償却の基準を定めやうとするものである。

三、産 業

1 輕金屬製造事業法

イ、本法の目標並骨子

輕金屬即ちアルミニウム並にマグネシウムは、共にジュラルミン等輕合金の材料として航空機の製造に缺くべからざる國防資材であり、また各種の機械、器具、裝置の材料として、或は銅其他の金屬の代用として、單に國防上のみならず平和資材としても頗る重要なものである。ところが我國に於ては輕金屬工業の發達甚だ遅く、アルミ工業がその緒につき出したのはこゝ二三年前のことに屬する。従つて未だその生産能力は激増する國內需要に遙かに及ばないが、過般發表された生産力擴充五ヶ年計畫では、昭和十六年度末に於てこれは日滿支の範圍内に於ける自給自足の域に達することとなつてゐる。そこで、この増産計畫を豫定通り遂行するためには、輕金屬

事業に對する助成と監督とを兼ねた立法が必要となつたといふのが、本法を今議會に提案した商工當局の説明であつた。

本法の骨子は

- 一、事業に許可制を設け、設備の増設變更に關する統制を行ふこととしたこと
- 二、他方、免稅並に資金調達其他の特典を設けて事業を助成することとしたこと
- 三、製品の共販會社を設けて需給の圓滑化を圖ることとしたこと、共販會社は大體製造業者と加工業者とを以て構成されるものやうである。

ロ、立案中に變更

本法は初め東電の小林一三氏と古河電工の上島氏との合作に成る日本輕金屬株式會社（資本金一億圓）を國策會社とし、これを中心として業界を統制する方針の下に立案せられてゐたが、既設會社の猛反對と政府部内の不一致によつて本法の如く變更された。既設會社とは日本アルミ工業組合に加盟する日本電工、日本曹達、日本アルミ、日滿アルミ、住友金屬の諸社である。日本輕金屬は未だ漸く設立を終つた許りで、本格的な生産の開始は一兩年後のことに屬する。焦眉の

急務たる増産を目的としながら、何故に斯かる新設會社を國策會社として援助しなければならぬかは、一般にも理解し得ない所であつた。若し國策會社を設けるならば、技術的にも尙ほ研究の餘地あり、採算的にもボーキサイトを原料とするものに對抗出來ぬ明礬法その他圓ブロック内の自給原料（礬土頁岩其他）に依る純國産アルミの生産を目的とする國策會社を設立すべきであるとの意見が強い。

ハ、自給原料工業化の急務

我國のアルミ工業は昭和九年頃から初まつたが、昭和十三年の産額は約二萬トン弱であつた。原料は殆んどボーキサイトである。これは南洋のパラオ島に産するものが我國唯一の資源で、大部分は蘭領印度、英領海峽植民地邊りからの輸入に仰いでゐる。朝鮮に産する明礬石を原料とする製法（明礬法）は、森蘆昶の日本電工が或る程度成功したが、ボーキサイトに比し遙かに割高なるため同業者との競争に堪へず、最近之を放棄してボーキサイトに轉換した。これは原料をも含む眞の自給自足の見地から極めて残念なことであるが、採算本位の資本主義企業としては致し方のないことだとも言へる。しかし一朝事あつて原料輸入が杜絶した場合はどうするか。それを

考へると、自給原料に依る製法の完成に今から充分の努力を傾注してゆかねばならぬことを痛感する。昭和十六年度末を以て了るアルミ増産計畫は年産約××萬トンだが、金屬アルミ一トンを製造するには四トンのボーキサイトを要するから、×萬トンの埋藏量を云々される南洋パラオ島の資源も大して頼みとするに足らない。またこの貴重な資源は萬一の場合のために保存して置くべきである。朝鮮の明礬石は殆ど無盡藏であり、北支並に滿洲にはアルミ含有量の豊富な礬土頁岩が無盡藏である。これを原料として眞の自給自足を完成することこそ刻下の急務でなければならぬ。我黨議員は本會議及委員會を通じてこの點を大いに力説した。

2 帝國鑛業開發株式會社法

イ、會社の目的と組織

之は重要鑛物資源（金鑛及砂金は産金振興會社の管轄に屬するので除外）の開発を促進し、その増産を圖るため必要な事業を營む國策會社を設立して、休眠鑛區の開発や低品位鑛の處理を初め、重要鑛物の増産上必要な諸種の事業を經營せしめようとするものだ。この會社の要綱は左の

如くである。

〔資本金〕 三千萬圓（半額政府出資）

〔役員〕 社長、副社長各一人（政府任命）理事三人以上（株主總會にて選任せる二倍の候補者中より政府任命）監事二人以上（株主總會選任）

〔事業〕 (イ)重要鑛物を目的とする鑛業、(ロ)同じく鑛床の調査、(ハ)技術指導、(ニ)鑛物の賣買又はその斡旋、(ホ)鑛業又は製鍊業の爲に必要な器具、機械、材料又は設備の賣買 (ヘ)資金の融通又は投資、(ト)其他必要な事業。

〔鑛業開發債券〕 拂込金の五倍迄鑛業開發債券を發行し得る。その元本償還並利拂に政府保證の特典。

〔監督〕 特殊會社一般の例に従ひ政府の監督を受ける。増産命令も受ける。その場合生じた損失は國家補償。

〔配當保證〕 利益金が政府以外の株金額の六分に達する迄政府持株に對する配當不要。前項の利益金が年率四分未滿の場合は營業開始後五年間その不足額を國庫より補給。

〔免稅〕 營業開始後十年間所得稅、營業收益稅を免除。

ロ、天降り役員の禁止

國策會社の増加に鑑み、監督官廳の官吏が天降りのこの種會社の重役となることを禁止すべしとの意見が各派間に強く、第九條の役員に關する規定に次の一項を加ふる修正案が委員會に於ても本會議に於ても全員一致通過した。

「鑛業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國鑛業開發株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ス但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニアラズ」
我黨もこの修正に賛成したが、併しその爲に會社の運営が消極的とならざるやう警告し、眞に適材適所を以て役員を任命し、また一旦會社首腦部となつた者は相當長年月に亘つてその事業に没頭することを要望した。

3 鑛業法改正

イ、改正の骨子

本改正の骨子は、(一)鑛山に依る災害に關し無過失賠償の原則を確立したこと、(二)特に災害の顯著な石炭鑛業に就ては賠償金供託の制度を設けたこと、(三)鑛害賠償の爭議に關して調停制度を設けたことの三つである。つまり最近の所謂鑛山景氣に伴ひ、各種鑛害の發生が漸次多くなつて來たので、その損害賠償に關して法制を整へたものである。と政府の提案理由書は述べてゐる。しかし、この賠償は専ら第三者(例へば鑛山附近の耕作者、漁業者等々)に對するもので、炭坑爆發等により生命を失ふことさへ稀でない鑛夫に對しては別段の規定なく、依然として従來の不備な法規と資本家の溫情に委ねられてゐる。

ロ、賠償責任の確立

改正條文は、鑛業法の中に新たに「第五章鑛害ノ賠償」といふ一章を加へ、十五ヶ條に上る規定を設けたものである。賠償の對象となる鑛害とは、「鑛物掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿、坑水廢水ノ放流、捨石鑛滓ノ堆積又ハ鑛煙ノ排出ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタトキ」といふことになつてゐる。さういふ場合、損害賠償の責に任ずる者は

(イ) 損害發生の時に於ける當該鑛區の鑛業權者

(ロ) 二人以上の鑛業権者が存在する場合はその連帯責任

(ハ) 損害發生當時の鑛業権者がその後他人に鑛業権を譲渡した場合は兩者の連帯責任

といふ風に規定し、賠償の責任を絶対に逃れることの出来ないやうにしてゐる。従來は、鑛害の原因が明確でないことを俾ひにして、ともすれば賠償の責任を逃れやうとする者が多かつたしまた責任の歸趨もハッキリしてゐない爲に被害者は泣寝入になるか或ひは賠償を得る爲に非常な犠牲を拂はねばならぬことが多かつた。この弊害が今回の改正の結果大體根絶されることとなつた譯である。こゝで想起するのは故田中正造翁の事だが、鑛山災害問題に關する我黨多年の活動も今回の改正をもたらずに大いに貢獻したことを自負して差支へない。

ハ、石炭鑛害の賠償

石炭鑛業の土地掘鑿に因る損害、就中土地の陷落等に依る被害は所謂鑛害の中でも最も損害の程度が甚しく、またその損害は作業後數年を経て發生するのが通例であり、しかも損害は繼續的に進行し、その進行の停止を俟つて初めて完全な賠償方法を講じ得るといふ厄介なものである。そこで石炭鑛業の鑛害については、賠償を確保するために特別の制度を必要とする。これが本改

正に於て賠償金の供託制度を設けた所以である。供託金額は採掘する石炭の數量に比例する一定額といふことになつてゐるが、國債を以て納めても良い。この供託を怠つた鑛業権者は鑛業の停止を命ぜられることがあり、停止命令に従はぬ場合には鑛業権そのものを取消され、若くは罰金を課せられることになつてゐる。賠償方法は金錢を以てするを原則とするが、従來一般に慣行されて來た「原狀回復」に依る賠償方法も或る程度認めることになつてゐる。こゝらに若干の抜道はあるが、しかし大體に於て石炭鑛害の賠償に完璧を期したものと見て良い。

ニ、調停制度

鑛害の賠償はその性質上當事者間の合意に俟つことが多いので、小作調停其他に似た調停制度を設け、司法機關の斡旋の下に出来るだけ圓滿な解決をもたらし得るやうにしたのが改正の第三點である。この種の調停制度に於て重要なのは調停委員の人選如何だが、この點に就て改正法は次の如く規定してゐる。

第七十四條ノ十三 調停委員ハ特別ノ知識經驗ヲ有シ公正ナル調停ヲ爲スニ適スル者ニ就キ毎
年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事

件ニ付調停主任之ヲ指名ス

委員會に於ける本改正案の討論に於て我黨委員は、曠害が當然不法行爲の成立するものであることを指摘し、本改正が無過失賠償論の法認であるといふ見解に對して一矢を酬るたのは一見識であつた。

4 工業組合法改正

イ、改正内容

本改正法の提案理由書は「我國中小工業の實情に即應し、小工業者の共同經營的組織體を認むると共に、物資配給統制の進展に伴ひ工業組合制度の公共的使命増大せるに鑑み之が監督を更に徹底するため工業組合法中改正を要するものあり」と述べてゐる。八田商相の本會議に於ける説明に依ると、改正要點は左の如くである。

一、工業組合制度は中小工業の維持振興の爲立案せられて居る關係上、所謂統制組合としての任務を十分果し得るやうになつて居らなかつた。そこで、現非常時下に於て、迅速且つ公正に物

資の配給を爲し得るやう組合に對する指導及び監督の規定を整備したこと。

二、共同經營的なる事業に關しては、從來小規模業者の工業組合制度の利用がとかく不徹底だつた。依つてこれら小規模業者のために、別に一個の共同經營的な組合制度を創設したこと。

三、生産統制を徹底せしむる爲、統制命令を發動した際、必要あれば專業の新設若くは増設に關して許可制度を採り得る途を開いたこと。

ロ、工業小組合制度の創設

本改正の主たる特色は、從來工業組合制度を充分に利用し得なかつた小工業者のために工業小組合制度を創設したことに在る。工業小組合とはどんなものか。改正法の第三十三條ノ二に依ると。

工業小組合ハ小工業者ヲ以テ之ヲ組織シ組合員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トシ組合員ノ工業ニ關スル共同設備ノ設置、組合員ノ工業ニ必要ナル物ノ供給、組合員ノ爲ノ註文ノ引受及組合員ノ製品ノ販賣ヲ爲スモノトス

前項ノ小工業者ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工業小組合ハ法人トス

工業小組合ハ第一項ノ事業ノ外組合員ノ營業ニ關スル指導・研究・調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

工業小組合ハ其ノ名稱中ニ工業小組合ナル文字ヲ用フベシ
とある。また第三十三條の三に依ると

工業小組合ノ組合員ノ總數ハ十人ヲ超エザルヲ以テ例トス

と規定してゐる。この小組合は一單位として既存の同種産業の工業組合に加入し、轉業資金の融通その他現在工業組合が享受してゐる種々の特典に參與し得ることとなつて居り、從來法規上の不備や資力の關係で工業組合制度を利用し得なかつた小工業者のためにその途を開いたものとされてゐる。しかし實際の効果は法を實地に運用する地方當局者の頭腦如何に在るやうである。

委員會に於ける商工當局の答辯によると、小工業の範圍は勅令を以て定めるが、大體資本金二萬圓以下の業者とし、業種に依つて除外例を認むるものやうである。

5 保險業法改正

イ、改正骨子

改正の理由は、本會議に於ける八田商相の説明に依ると、第一に前議會にて商法が改正されたこと。つまり保險業法は相互會社に關する規定その他に於て商法の規定を準用してゐるものが多いため、商法改正に伴ひこれを調和する必要があつたこと。第二は、民營保險事業の發展に伴ふて監督、指導の方策を整備する必要を生じたこと、つまり保險業法は明治三十三年の制定に係り以來四十年を経たがその間二三の補正を加へたとゞまり、従つて法の規定と保險事業の實情との間に可成りのギャップを生ずるに至つたことである。改正の骨子は大體左の如くである。

- 一、事業の經營を一層適正ならしむるため、事業の監督に關する規定を整備したこと。
- 二、不當の競争を防止するため事業の統制協定に關する規定を設けたこと。
- 三、業績不良に陥つた會社に對し有効適切な救済若くは改善の手段を講じたこと。殊に保險契約者の利益を確保するため事業の管理及び契約の移轉命令に關する規定を設けたこと。

四、その他各般の規定を整備したこと。

新保険業法は全文百七十條に上るぼう大なものとなつた。

ロ、保険國營の問題

取締や監督法規を整備するよりも、いつそ保険國營を斷行すべきことは我黨多年の主張だが、これは本改正案審議に當つてもほゞ各黨派を共通した意見となつて現はれた。本會議上程の際にも委員會に於ても、保険殊に生命保険國營の必要は可成り強く表明されてゐる。改正案が衆議院を通過した際の委員長報告は次の如く述べてゐる。

「此法案は我國の保険行政の上に重大なる意義を有するが故に、委員會は前後八回に亘つて午前午後を通じ熱心且つ慎重に論議を致しました。その主なるものの第一は保険國營の問題であります。即ち保険事業殊に生命保険は多額の利益を擧げて居るのみならず、不當の競争其他種々不備缺點を生じてゐるが、政府は生命保険の國營を斷行することに依つて是等の弊害を一掃する意思はないか。また損害保険の再保険に依る海外拂は相當多額に上つて居るやうだが、政府は再保険の國營を斷行することに依つて之を防止するの意思はないかとの質問に對しまして商

工大臣は、生命保険の經營上諸種の不備のあることは政府もこれを認めてゐる。又保険國營の問題に就ても相當研究を行つたのであつて、今後と雖も尙ほ研究すべきだと考へるが、今回の改正案は國營の長所とする點を出來得る限り加味すると同時に、今日まで發達し來つた民營の長所を失はしめぬことを期する所の最善の方策として之を提出したのである。従つて保険國營に就ては尙ほ將來慎重に考慮することに致したいと御答があつたのであります。又關係各省の政府委員よりも同趣旨の御答があつたのであります。また再保険に依る海外拂に就ては、最近再保険プールの結成其他の方法に依つて極力節約を圖つて居るが尙今後とも努力したいとの御答があつたのであります」云々。

ハ、保険料の低下

我黨議員は、中産階級以下の人々に保険の利益を均霑せしむる爲に、保険料特に火災保険料を引下げることの急務を説いたが、之に對し商工大臣が「まことに同感であり、それに就て研究中である」と答へたことは一收穫であつたと言へる。

6 鐵の輸入税免除に関する法律

(昭和十二年法律第五十七號) 中改正

昭和十二年第七十議會を通過した法律第五十七號に依つて、鐵の輸入税は昭和十四年六月三十日までの期間免除されてゐるが、この免除期間を更にもう二ヶ年延長したのが本改正の内容である。目的は國內の「鐵鋼需給を圓滑化する」にある。昭和十六年度を以て終る生産力擴充四ヶ年計畫では、計畫完成の際鐵は日滿支の範圍内に於て自給し得ることとなつてゐるから、その後は輸入税免除を必要とする程國內の鐵鋼需給が圓滑を缺くことはなからう。尙ほこの委員會に於て我黨は、國內の鐵礦石資源を積極的に開發することを要望し、殊に朝鮮茂山鐵礦の開發遅延の如きは營利主義生産の弊害の現はれであることを指摘した。これに對し商工當局が必要あらばこれを國策會社の經營に移す意志ある旨をほのめかしたのは一つの收穫であつた。

四、交 通

1 大日本航空株式會社法

民間航空事業が軍事上及び經濟上の意義に於て絶大であることは言ふまでもないが、我國ではその發達が極めて不振で、從來の航空路線は幹線として札幌—東京間、東京—新潟間、東京—大阪—福岡—京城—新京間、東京—富山—大阪間、大阪—徳島—高知間、大阪—鳥取—松江間、福岡—上海—南京間、東京—福岡—青島間、福岡—臺灣間があり、他に二三のローカル線がある程度で、前者の經營は昨年十二月以來大日本航空株式會社に統合せられたが、航空輸送事業はまだ經濟的に自立出来ない現狀にあつて國家の深厚なる保護助長を必要とするので、本法によつてこの會社を資本金一億圓(政府出資三千七百二十五萬圓)の半官半民の特殊會社とし、國際路線及び國內主要路線の經營をこれに獨占せしめ、監督と共に各種の國家保護を與へることとなつた。會社に對する政府の指導監督の内容事項として規定されてゐることは、(イ)直接の業務監督

(ロ) 航空事故損失補償積立金を積立てしめること、(ハ) 軍事上又は事業の發展調整上、其の他公益上必要な命令を爲し得ること(これに因つて生じたる損失は政府が補償すること)(ニ) 會社の決議又は役員が行爲を違法若くは不當と認むるときはその決議の取消又は役員解任を命じ得ること等であり、會社に對する保護助長の内容として規定されてゐることは、(イ) 定期航空に對する補助金、(ロ) 民間株式に對する年六分の配當補給、(ハ) 民間株式の配當が年六分に達するまで政府株式を後配株と爲すこと、(ニ) 民間株式に六分以上の配當を爲すときは六分以上の分に付ては政府五、民間一の割合で配當すること、(ホ) 拂込金額の二倍迄社債を募集し得ること、(ヘ) 社債の元本及び利子の支拂を政府保證とすること(ト) 租税の減免等である。

滿洲國に於ける滿洲航空株式會社及び中華民國に於ける中華航空公司(日支合辦)に對しては此の會社が資本参加によつて密接なる連絡を保持することになつてゐるが、支那の航空會社は歐亞航空公司(獨支合辦)中國航空公司(米支合辦)西南航空公司(支那資本)等何れも最近その經營範圍を縮少の止むなきに至つてゐるから、此の會社が東亞の國際航空を制覇し得るに至るであらうといふことは決して空想ではない。

尙ほ本法に對しては、國際電氣通信會社法その他と同じく、監督官廳の官吏たりし者は五年間

會社の總裁、副總裁、理事等の役員たるを得ない旨の修正が行はれた。

2 國際電氣通信株式會社法改正

此の會社は第七十議會の國際電氣通信株式會社法によつて日本無線電信株式會社と國際電話株式會社とが合併して創立されたもので、公稱資本二千五百萬圓(拂込千五百九十二萬圓)主として無線電信と無線電話とによつて外國との通信を取扱つて居る。今回の修正は主要點が三つあるその第一は、電氣通信委員會の答申により通信電纜即ちケーブルの設備及び運營をなし得るやう事業目的を擴張したこと、第二は政府が會社の資本の半額を出資し、且つ大日本航空會社と同様な方式によつて民間株式に優先配當を與へることとしたこと、第三にこれまた大日本航空會社と類似した様式によつて會社に對する指揮監督及び保護助長を行ふこととしたことこれである。

政府は東京—名古屋間及び福岡—釜山—京城—安東間のケーブルを現物出資して資本金を一億圓程度に増資する。會社の第一期事業計畫は、五年間に二千二百萬圓を投じて無線電信、無線電話、寫眞電送を擴張する外、一億八千萬圓の建設費で東京—京城—奉天—天津—北京—南京—上

海—臺北間にケーブルを敷設する。此のケーブルは無裝荷ケーブルと稱して遞信省の松前博士の發明にかかるものであり、その性能は従来の裝荷ケーブルに比較して約十倍する優秀なるものである。

3 造船事業法

4 船舶建造融資補給及損失補償法

此の兩法は關聯するものであるから一括して説明することにす。昨年十一月末に於ける我國の一千噸以上の船舶は千百六十九隻、四百九十四萬一千噸であつたが、これでは逆も不足で困つてゐる實情であるから當面昭和十六年までに二百萬噸の新船建造計畫を樹つると共に、船價の引下を期し、造船事業の健全なる發達を圖るために政府の監督と保護を本法によつて規定したのである。

造船事業は造船事業法によつて認可事業として競争を排除する（第二條）と共に、土地收用法

による土地の收用又は使用（第六條）設備償却のための利益金積立（第七條）拂込金額の倍額までの社債募集の認可（第八條）獎勵金及び助成金（第九條及第十一條）等を規定してこれが保護助長を圖り、急速なる生産力擴充の實現を期する。その一方に試作品の獎勵（第九條）國産品の使用命令（第十條）規格の統一（第十二條）推進性能試験の履行（第十三條）等を規定して優秀船の建造を期し、また公益の見地から設備の新設、増設又は改良、政府の指定する船舶、船體、船舶用機關、機裝品又は部分品或は附屬品の製造、特殊事項の研究又は研究設備の施設を命令し得ることとした（第十五條）これは相當強力な規定である。

以上政府の保護、獎勵及び命令と相並んで業者の自治統制の機關として造船組合を設置し、物資の共同購入並に配給、事業のための共同施設、事業の統制、事業に關する指導、研究及調査をなすこととして、技術の進歩と船價の引下を期して居る（第十七條乃至第四十條）

船舶建造融資補給及損失補償法は昭和十四年度以降十年間を限り造船金融業者に補給金を支給し、損失の七割以内にて補償するといふ法律である。但し、金融業者が船舶金融をなす場合の條件として、十五年以内の年賦償還による償還方法をとること、當該船舶には第一順位の抵當權を設定すること、擔保價格は船價の三分の二又は保險金額の五分四のうち低い方に定めること、

貸附利率は勅令によること（三分七厘）等が規定されてゐる。政府の見込によれば昭和十四年度に於ける融資額は約九千萬圓であり、損失補償の必要は大體將來においてもないさうである。

5 海運組合法

本法は海運業の統制機構を確立するために制定せられたものであつて、業者の獨占的組合を作り、これに一般の公益組合と同様、共同施設、事業統制、紛争處理、事業に關する鑑定及證明、事業の指導、研究及調査等の事業を行はしめ、政府の嚴重なる監督の下においた。本法によつて政府がねらつてゐるのは、海運業者が國策に順應して足並を揃へて海上運賃並に備船料の統制に協力するといふことであるが、實際問題として痛感せられてゐるのは内地外地を通ずる海運行政の統一であつて、本法自身内地に事務所を持つ海運業者だけに適用されるものとするれば効果は減殺を免れない。

五、農 業

1 米穀配給統制法

本法は、戦時下における食糧配給統制の確立を目的としたものであつて、内容の主要點を示せば、左のごとくである。

- (一) 米穀の配給統制を強化するために、米穀取引所を廢止すること
- (二) 米穀取引の投機性を廢除すること
- (三) 米穀配給機構の樞軸として、日本米穀株式會社を設立すること
- (四) 米穀取扱業者を許可制とすること

(五) 日本米穀株式會社に米穀市場を經營せしめ、生産者團體に對しては單賣行爲を認めて、市場に参加せしめ、取扱業者に對しては商業組合を通じて單買行爲を認めて市場に参加せしめること

大體、右の如くに要約し得る。しからば何故に、米穀取引所を廢止しなければならぬかといへば、すでに、米穀統制法の實施以來、米穀の價格政策に對する統制が強化され、そのために米穀取引所は機能を漸次喪失し、取引所關係者もまた、逐年苦境に陥つてきたのである。かくて、米穀自治管理法が第六十九議會を通過するに及んで、米穀取引所救済問題が、つひに政治的に表面化するに至つたのである。

爾來、政府は、これが具體策について調査考究を進め、謂はゆる米穀配給會社の立案を見るに至つたのである。この米穀配給會社案は、したがつて、取引所に代るに米穀配給會社を以て當るのであるから、取引所の廢止と同時に取引所關係者には政府から廢業手當を支給するといふにあつた。すなはち純然たる取引所救済案だつたのである。ところが、事變の進展は、他方に、平和産業の轉失業者を多く輩出し、もし、米穀配給會社案において廢業手當を支給するとなれば、これらの他産業の轉失業者にもそれ〴〵の手當を國家が支給しなければならぬのであつて、かくすることは、今日の實情では到底行へるものではないのである。そこで名稱も「米穀配給統制法案」と改められ、戰時食糧統制の強化手段として廢業手當は支給せずとの方針のもとに本法の立案を見たのである。

昭和十三年度の米穀取引高は、四千二百萬石、うち一・五%が實米取引で、他は清算取引であつた。すなはち米穀取引の大部分は清算取引であり、投機取引なのである。かゝる戰時米穀政策上の不健全性を廢除することが根本的に必要なので、本法は取引形態をば實物取引を原則とし、未着物或は延取引を補足的に認めることとしたのである。すなはち延取引は東京、大阪等の大集散地にのみ許可するといふのである。かくて、全國十九ヶ所の米穀取引所は、本法の施行とともに閉鎖され、日本米穀會社市場として再生することとなつたのである。

日本米穀株式會社の資本金は三千萬圓であつて、政府民間折半出資である。しかし民間出資株に對してのみ六分配當が保證され、且つ現米穀取引所株主は、新會社の株式に就ては優先權が認められてゐるのである。そして、現取引所従業員に對しては全部を新會社に收容し、正米業を兼ねる取引員百餘名のこの少數の轉業者に對しては、政府から預金部資金を、開轉業資金として融資することとなつてゐるのである。したがつて、株主も従業員も取引員も一齊に救はれるのであるから結果から見れば、本法は、取引所救済の性質を充分に帯びてゐるといふことができるのである。

なほ、本法を批判的に見れば、投機性を廢除するといひながら、延取引（二ヶ月以内）を認容し

てゐる點、および、自由主義的企業形態たる株式會社組織による市場經營を行つてゐる點等から見れば、戰時米穀配給統制としては不徹底であるといひ得る。即ち市場收益（取引手数料）の大きならんことを以て、配當率を高めんとする意欲は否定できない。こゝに延賣買を中心とする投機取引を誘發せしむるの危険が藏されてゐるのである。故に、米穀市場經營は、須らく配當目的の株式組織を排し、公營また國營としてその投機性を完全に廢絶せしむることが必要である。また、したがつて、公定價格も一本建とし、實物取引のみとなすべきである。要するに米穀配給統制の強化確立を期せんとするならば、米穀專賣制の實施以外にないのである。米穀取引所廢止を眼目とした本法は、それ故に米穀專賣への途を拓いたものとして、高く評價さるべきであらう。

註 生産者團體たる全販聯が、市場員に参加し得たことは、生産者が米穀の價格決定に參與し得られるといふので、進歩だといはれてゐる。しかし、單賣行爲により延取引に参加することは、受渡履行期に際して、買戻が不可能なために蒙ることある損失に對して、周東米穀局長は「生産者から委託による實物を主として、平均的に賣却させることを以て主眼とし、原則として、思惑による先物賣は許可しない方針である」と述べてゐる。

また、米穀配給統制法第二十九條・第二項「日本米穀株式會社ハ……米穀市場ノ開設ニ附帶シ麥大豆

其ノ他ノ雜穀又ハ肥料ヲ賣買取引スル市場ヲ開設スルコトヲ得」は、衆議院において削除された。因に本法は十月一日から施行の豫定である。

2 臺灣米移出管理特別會計法

本法は、臺灣米移出管理を實施するに當つて、特別の會計を設置するの要ありとして設けられたものである。ところが、この會計法の内容を説明するよりも、むしろ、臺灣米移出管理そのものについて説明すべきであると思はれるが、順序として一應、本法の概要を、次に示すこととする。

- (一) 本特別會計には、据置運轉資本金五百萬圓を置く、
- (二) 本特別會計に屬する經費を支辨するために、政府は本會計の負擔に於いて二千五百萬圓を限度に借入を爲すことを得、
- (三) 本特別會計の歳出額は、實際の歳入と据置運轉資本の合計額を超過することを得ず、
- (四) 本會計において支拂上、現金に餘裕あるときは、大藏省預金部に預入ること。

しからば、「臺灣米移出管理」は、如何なる方法によるのかといへば

- (一) 移出せらるべき米穀は總て臺灣總督府で買入る。買入米は原則として玄米たること。
- (二) 買入価格は生産費、物價その他の經濟事情を參酌して種類・銘柄・等級別に移出港渡の價格に付、これを決定し告示する。

(三) 買入價格は第一期作・第二期作別に、その作付準備前に發表すること。

(四) 臺灣總督府は豫め農林省と協議したる内外地の需給推算に基き、一定年次の米穀の生産目標を樹てること。

(五) 右に依り生産した米穀の移出については總督府は農林省と協議の上、各期作毎に豫め過去の月別移出狀況を參酌して、月別移出計畫を掛てること。

(六) 臺灣總督府は、移出米の販賣を農林省に委託する。農林省は、これを日本米穀株式會社に代行せしめること。

(七) 原則として、米穀會社は臺灣米を時價により現在の臺灣米移入業者に販賣すること。以上が、「臺灣米移出管理」の大要であるがいふまでもなく、臺灣米の内地移入高は、年平均最近では四百八十萬石で、臺灣産米高九百五十萬石の約五〇％に相當してゐる。だが、臺灣の自

然的條件は「糖業よりも米作を有利とする」關係上、米作耕地が無統制に擴大されてゆくのので、臺灣産米價の調整と生産統制を行ひ、現在、禁止または中止されてゐる水利施設、或は土地改良の促進を計つて、臺灣特有の工業原料農作物の大増産を計り、軍需・民需の農産品ならびに、國際收支の改善のために、輸向農産品の大増産を計らうといふにあるのである。

この臺灣特有作物である甘蔗・棉・黄麻・苧麻・苧麻・甘藷等(註)の助長奨励策として、總督府では、米穀の賣渡價格と買入價格の差額を石二圓とし、五百萬石移入高と見て一千萬圓の差額が生ずるので、それを土地改良費と特有作物の奨励助成費に支給しようといふのである。それに對して、買入價格の二圓値下げは、あらゆる臺灣農作物の値下りを誘導し、殊に、臺灣農民の四分の一を占めてゐる蔗農の壓迫が甚しくなるとの意見もあるが近く「糖業令」を發令して、糖業の認可制を確立し、糖業の統制強化をはからんと計畫が進んでゐるので、蔗農の壓迫どころか、臺灣農業の多角化が促進され、島民生活向上のために、よろこぶ可きであるといふのである。

すでに、滿洲においては、昨十三年十一月から、米穀の國家管理を實施し、いま、こゝに臺灣米移出管理の實施を見、さらに、内地においては、米穀取引所の廢止による日本米穀會社の設立

を見んとし、また、朝鮮においても、「朝鮮米穀市場會社」の設立を見んとしてゐるのである。かくて、米穀統制政策は、戦時下においては、國家統制の強化へと轉換し、いまや、米穀專賣による日滿ブロック食糧の自給化を必至とする情勢に向ひつゝあり、本法は、その先驅と見るべきであらう。

3 軍馬資源保護法

4 種馬統制法

5 競馬法臨時特例法

兵器の急速なる進歩と共に、從來の速力のみを目標とした馬、殊に『纖細非薄にして過悍な』馬は、最早、陸軍では必要でないのみならず、有害とすらなり、騎兵も歩兵も、兵器を積載して長途行軍に耐へ得る馬を使用せねばならぬ實情となつた。こゝに、軍馬資源保護法・種馬統制法の二法案を内容とする「内地馬政計畫」が、農林省豫算三千六百萬圓によつて、昭和十四年度か

ら同二十年までの七ヶ年計畫で實施さるゝこととなつたのである。

『産馬の方針は、低身廣軀四肢強健にして負擔力・轉曳力・持久力に富み、中等體尺者の便にして飼養管理容易なる馬を標準とし、轉型馬を生産するを以て第一義とし、乘型馬の生産は、平時における軍の需要を充たすを目的とし、これを制限す』との六月三十日における劃期的な東條次官聲明が示してゐるように、内地馬政計畫は馬政史上の一大革命である。軍馬として適當な種類は乘轉型馬共に「アングロノルマン」種が指定されたのである。そして内地に保有すべき軍用適齡馬五才以上十七才以下の馬總數は百萬頭とし、内地保有馬の資質向上に努めるために、「軍馬資源保護法」が設定されたのである。

(イ) 軍馬資源保護法の概要 (一) 政府は、軍用保護馬を検定し、これに一定の特典並に義務を課す、(二) 保護馬に課する義務のうち鍛鍊を最重要事項とし、これを普通鍛鍊、鍛鍊競技とする、(三) 鍛鍊競技のために中央團體を設立する。(四) 鍛鍊馬競走の施行は、一鍛鍊馬場毎に、年二回とし、毎回四日以内、(五) 鍛鍊馬場の數は一府縣一箇所以内とし、北海道三箇所以内とする。(六) 優等馬投票券は一枚三圓以内とし、各道府縣の鍛鍊馬競走には、他府縣からは一切出場できぬこと。

かくて、従来の草競馬は、一切、姿を消すこととなつたわけである。次に種馬統制法大略を示す。

八〇

(ロ) 種馬統制法の大要——(一)昭和二十一年度以降において七千五百頭に達する豫定の種牡馬(現在五千數百頭)を殆んど全部國有とする。(二)種牡馬の種付事業は原則として國家が獨占し、特に道府縣、畜産組合、同聯合會等に限り、貸下種牡馬により種付を行ひ得る。(三)種牡馬選定のため、民有牡馬の檢定を爲し、合格馬を候補種牡馬に指定し、飼養助成金交付、その他の特典並に義務を課す。(四)政府は、民間所有馬中より、優良種牡馬並に候補優良種牡馬を指定し、これに對し、一定の義務並に特典を與へる。

(ハ) 競馬法臨時例法——これは政府の納付金を増額せんとするものであり、政府納付金額と賣得金額との合計額は、賣上金額の百分の十八以内、納付金割合は現行の賣得金額の百分の八を百分の十一・五以内に引き上げ、これにより政府納付金年額五百萬圓の増收となる見込。

ところが、衆議院では、鍛錬馬競走の優等馬票等に地方税を課することに反對し、軍馬資源保護法第十一條に第四項として、左の一項を加へた修正が行はれた。修正條項は「鍛錬馬場の開設又は維持、競走の觀覽、優等馬票の發行又は購買、拂戻金又は賞金の交付又は受領、其の他鍛錬

馬競争の施行又は開催に關しては、地方税を課することを得ず」

6 森林法改正

7 林業種苗業法

パルプ資材の増産、並に外材輸入減少に對處して、國內木材資源の充實を圖り、ガソリン代用特殊木炭、松脂製造奨励等を積極的に行はんがためには、私有林營の合理化を圖る必要があり、そのために、この二法案が議會に提出され、その通過を見たものである。

(イ) 森林法の改正大要——

森林法は、明治四十年全部改正を見た後、今日に至つたのであるが、現行森林法は、政府が施業案または施業要領の許可變更命令を發することのできるのは、公共團體および社寺有林に限られてをり、九百萬町歩に及ぶ内地私有林に對しては監督規定を缺いてゐたのである。そこで——(一) 民有林についても、公有林・社寺有林と同様に施業案を編成し、行政官廳の認可をうけしめ、過伐防止、造林命令等を通じて、森林施業を調整すること。

(二) 民有林施業案は、大森林については獨立編成せしめ、中小森林に對しては森林組合を通じて共同編成せしめる。

(三) 中小森林所有者を以て設立する森林組合は、現在も施業・林道開發・造林・害虫防除等の共同目的遂行のために結成されてゐるが、これを出資組合たらしめて、施業の調整に必要な施設をなさしめる。すなはち出資組合は林産物の搬出・加工・保營等に關する施設、資金買付、森林の買収、委託經營等の事業を行ふこととする。

(四) 森林組合聯合會を法認する。

(五) 罰則規定は舊刑法によつてゐたが、現行刑法、刑法改正案による。

以上の如き内容を有するものであるが、わが國の私有林所有者は九四%までが五町歩未満である。したがつて、伐り放しの山が多く、民有林立木地の約半數は、林相が不良である。市町有林二百十七萬八千町歩の一部、および部落有九十五萬六千町歩は、施業が行はれてゐないといふ状態だつたが、それといふのも林業一戸當標準經營面積は五十町歩なければ年々輪伐して、收穫を上げて、生計を營むことは至難だからである。故に、森業の革新は、まづ林業國營の斷行に俟たねばならぬであらう。

さて、パルプ資材の充實を期するためには、その資材たる杉・檜・赤松・黒松・から松・えぞ松・とど松の七樹種の種子ならびに苗木の生産配給統制を必要とする。林業種苗法案は、それを目的とした法律である。

(ロ) 林業種苗法の概要――

(一) 右の樹種の優良種苗の生産を圖るために、種苗採取に適當と認める場合、これを母樹又は母樹林として指定し、所有者に對し、その保護管理並に報告の義務を負はしめると共に有害行為を制限禁止する。

(二) 母樹又は母樹林の指定をうけた場合は、所有者は隨意にこれを處理することができないで、それによつて蒙る損失――その期間の金利――に對しては、政府が補償する。

かくて、種苗採取に不適な樹木からは、種苗採取を禁止し、他方、種苗配布區域を設定し、適地適木主義によつて、種苗配布の統制をなし、種苗商に對しては、保證票を添付せしめて、不良種苗の販賣を取締り、優良種苗の生産を確保せんとするにある。

ところで、右の二案によつてガソリン代用ならびに一般民需の木炭製産に支障がないかといへば、元木は公定價格によつて八割も昂騰し、業者がそれを買占め、自前製炭者はますます苦境に

陥ち、その結果、一切の資力を業者から供給をうけその代償として生産した木炭をば『サガリ』で索制され、また『タテネ』で買取られたりして、炭焼業者は炭小作或は焼子として漸次壓迫を感じつゝある實情である、したがつて、木炭増産の根本問題は、炭焼業者に對してその經濟的保障を與へることであつて、山林の部落管理とそれに基づく施行案の確立に求めねばならぬであらう。

8 酪農調整法

わが國の酪農業は、最近著しく發達し、乳用牛飼養戸數七萬餘戸、牛乳の生産量が約百六十餘萬石、價格にして約三千七百餘萬圓であり、煉粉乳、バター等の乳製品の生産額は約二千九百萬圓に上つてゐる。ところが、牛乳と煉乳との酪農立地關係は、他の諸産業と異り、特別な關係があり、その爲めに牛乳生産者と乳製品製造業者との間に、久しく錯雜たる事情が生じてゐるのである。

すなはち原料乳は、北海道・千葉縣安房・靜岡縣伊豆・東京府八丈島・兵庫縣淡路島・岡山・

岩手・青森等の、地方的特殊條件に恵まれた場所でないならば生産できないといふ特殊事情がある上に、バターは農家で組合によつて共同加工できるのであるが、煉乳は相當に大なる資本額を要するとともに、乳牛主産地に工場を持たねばならぬといふ事情が介在してゐるのである。こゝに乳牛飼育農家が特約組合を通じて、煉乳資本家に隸屬するといふ問題と、酪農家を代表する産業組合對煉乳會社との摩擦が生ずるに至つたのである。そこで、この錯雜さを調整し、かゝる障害を無くすることが急務となつてきた。かくて酪農家の經濟的安定と乳製品の輸出増進を圖り、他方、畜産増殖五ヶ年計畫と相併行して生産ならびに出荷統制の強化をはからんとしたのが、この酪農調整法である。その大要は――

- (一) 牛乳の出荷統制を計るために、畜産組合、産業組合、部落團體を町村若くは郡單位で地方の實情に即して、統制團體に指定する。
- (二) 乳酪加工業者を全國區域で統制する。
- (三) 各府縣別に、酪農協議會を設置し、出荷團體代表と乳酪加工業者代表をして、集荷地盤價格その他を協定せしめる。
- (四) 右協定に違反し、統制を棄したるものに對しては、地方長官が適當の統制命令を發する。

(五) 大日本バター協會と大日本製乳協會を合同し、乳製品の輸出共販を行はしめる。

八六

9 北海道土功組合法改正

北海道土功組合は、現在二百四十一組合を數へ、その大部分は水田灌漑を目的とするものであつて、灌漑・排水兩事業兼營のものは二百三十組合となつてゐる。ところが、現在(イ)組合中區域の過小なもの、(ロ)それに因る經營の不合理なもの、(ハ)取入口・水路・機關等の統制整理を要するもの等あり、これらを合理化するためには、現行法の『組合の設置、地域の變更及び組合の廢止』に關してのみの規定では不可能なので、こゝに、總會の議決または組合の協議により、組合の廢置分合のできるように改正する必要が生じてきたのである。かくて、今回、同組合法第五條第一項中『組合ノ廢止及地區ノ變更ハ、總會ノ議決ヲ經テ、北海道長官ノ認可ヲ受クベシ』を『組合ノ廢置分合又ハ地域ノ變更ハ總會ノ議決又ハ組合の協議ニ依リ、北海道長官ノ認可ヲ得テ之ヲ行フ』と改正されたのである。

10 農業再保險特別會計法

本法は、昨年の議會を通過し、本年四月一日から施行されることとなつてゐる「農業保險法」による政府の再保險事業を經營するために、一般會計とは區分して經理する必要があるので設けられたものである。いま、この特別會計の概要を示せば左の如くである。

(一) 本會計の歳入は、再保險料、一般會計よりの受入金、積立金より生ずる収入、借入金及び附屬雜收入から成り

(二) 本會計の歳出は、再保險金、再保險料の還付金、借入金の償還金及利息、一時借入金の子、事業取扱費、其他の諸費から成る

(三) 本會計において決算上剩餘を生じたときは積立ること

(四) 純再保險料を以て再保險金及び再保險料の還付金を支辨するに不足を生じた場合、それを限度として、政府は本會計の負擔において借入ができること

(五) 本會計において支拂上現金に餘裕あるときは大藏省預金部に預入ること

八七

(六) 本會計の積立金は國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預入れて運用することができること

11 農林漁業増進に関する決議

決議

農林漁業ノ生産ヲ増進シ、國民生活ノ安定ヲ期スルハ、長期聖戰對應ノ絶對的要務ナリ
政府ハ速ニ重要農林水産物ノ生産増進ニ關シ、生産資材ノ供給、勞力ノ調整、生産物價格ノ適正、並ニ農
山漁村部落實行團體ヲ整備強化セシムル等、適當ナル施設ヲ徹底シ、以テ、聖戰目的ノ達成上、萬遺憾ナ
キヲ期スヘシ

右決議ス

本決議案は、衆議院各派共同提案によつたもので、戦時下における農山漁村諸對策の強化に對し、院議を以て政府を鞭撻せんとする趣旨とともに、これが具體的實踐機關たる部落實行團體に對して、活動助成を政府に要求したものである。それに對して、政府は農林省追加豫算として、

左の農山漁村部落團體交付金を計上し、議會の通過を見たのである。その總額は一千三百六十六萬五千四百五十五圓である。いま、その内譯を示せば――

- 一、主要食糧農産物増産確保助成金
 - (イ) 米穀増産獎勵金 六、六三八、一二五圓
 - (ロ) 病虫害豫防防除助成金 四、〇〇〇、〇〇〇
 - (ハ) 部落團體事業助成金 五三八、一二五
- 二、繭増産確保施設助成金
 - (イ) 繭増産獎勵金 二、一〇〇、〇〇〇
 - (ロ) 異作防止施設助成金 四、七五〇、四八〇
 - (ハ) 桑園病虫害防除施設助成金 三、七〇七、八〇〇
 - (ニ) 速成桑園設置助成金 四四二、六八〇
 - (三) 木炭増産施設助成金 一五〇、〇〇〇
- 三、炭産増産施設助成金
 - (イ) 炭竈構築助成金 一、七三〇、二五〇
 - (ロ) 簡易運搬設備助成金 五二五、〇〇〇
- 四、簡易運搬設備助成金
 - (イ) 炭竈構築助成金 一〇五、〇〇〇

(一)	雪中製炭設備助成金	一〇〇、二五〇
(二)	木炭増産奨励金	一、〇〇〇、〇〇〇
四	沿岸漁獲物増産施設助成金	五四六、六〇〇
(イ)	漁業用餌料購入助成金	一八六、〇〇〇
(ロ)	漁具漁法改良助成金	一一二、五〇〇
(ハ)	深部養石花菜採取助成金	八〇、〇〇〇
(ニ)	浅海貝藻類害敵驅除助成金	九三、五五〇
(ホ)	魚巢普及助成金	七四、五五〇

九〇

なほ、豫算外契約による小麦増産奨励總額百五萬圓あり、内容は目下研究中であり、本豫算に計上された部落團體助成金四百八萬五千七百三十二圓の内容についても、目下研究中である。

六、社會立法

一 人事調停法

紛議を裁判によらず當事者の和衷妥協によつて圓滿に解決せんとする調停制度は最近次第に廣く實施されつつあり、我國でも従來の借地借家調停（大正十一年）小作調停（大正十三年）商事調停（大正十五年）金錢債務調停（昭和七年）に今回の人事調停を加へて五調停制度が存することとなつた。

本法は全文十二條から成り「家族親族間ノ紛争其ノ他一般ニ家庭ニ關スル事件」を對象とし、（第一條）調停は「道義ニ本ヅキ温情ヲ以テ事件ヲ解決スル」ことを本旨としなければならぬ。（第二條）従つて調停の申立が「淳風ニ副ハズ又ハ權利ノ濫用其ノ他不當ノ目的ニ出ヅルモノ」と認められれば申立は却下せられる（第五條）管轄は區裁判所であるが必ずしも住所地の區裁判所に限定されず、融通性がある（第三條・第四條）調停は調停委員會制度により（第七條乃至第十二

條) 調停委員は「徳望アル者其ノ他適當ト認めラルル者」に就き毎年地方裁判所長が豫め選任した者又は當事者が合意の上選定した者の中から調停主任が指定する(第九條) 調停委員が調停委員會の内容を漏洩すれば千圓以下の罰金、他人の秘密を漏洩すれば三月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる(第十二條)

本法は銑後支援の有力なる制度として從來我黨から屢々提案したものであり、今後の有効なる運用が期待されてゐる。

2 職員健康保險法

厚生省の保險制度調査會が答申した職員健康保險制度要綱は、主として財政上の理由から幾多主要事項を削除された結果、適用範圍や保險給付その他について大分見すばらしくなつたのであるが、厚生省は漸進主義といふ原則を固執して將來改善の努力を誓つてゐる。本法の趣旨は工場鑛山等の労働者に對して行はれてゐる健康保險を給料生活者及び商店使用者等にも及ぼさんとするものであつて、労働者健康保險、國民健康保險並に船員保險(別項參照)と相並んで、我が社

會保險を一步前進せしめるものであると言つて差支へない。

適用範圍 強制的に被保險者となるべき業種は次の五事業であるが、その五事業の使用者であつても イ、政府及び府縣市町村の使用者、ロ、常時十人未満の事業の使用者 ハ、一年の報酬千二百圓を超ゆる者 ニ、健康保險の被保險者は除外される。

- 一 物の販賣に關する事業
- 二 金融又は保險に關する事業
- 三 物の保管又は賃貸に關する事業
- 四 媒介周旋に關する事業
- 五 集金案内又は廣告に關する事業

註 これでは被保險者の推定總數は三十八萬と言はれるが、保險制度調査會の原案は此の外に興行、遊技場又は娛樂場に關する事業以下二十五業種を含みその被保險者總數七十六萬人であつた。

尙ほ此の外の商業的企業其他における職員は大臣の認可を得て包括的に被保險者たり得ること健康保險と同じ行き方である。

保險者 健康保險と同じく政府及び保險組合である。

保険給付 被保険者の疾病負傷、分娩又は死亡の場合に療養費又は療養の給付、傷病手當金、埋葬料、分娩費、出産手當金を支給するといふ大體の仕組は健康保険と同様であるが療養の給付をなす場合には費用の一部（二割）を本人から徴収する。

傷病手當金の支給は月給者は三ヶ月、日給者は十日の待期を置き、その金額は一日に付報酬日額の百分の五十とし、その支給期間は月給者は三ヶ月、日給者は六ヶ月とする。

出産手當金の金額は一日に付報酬日額の百分の五十とす。

事業に支障なき限り被保険者の家族の診療をなすこと。

等は健康保険と異なる點である。

註 保険制度調査會の原案では傷病手當金は報酬日額の百分の六十、その支給期間は九ヶ月となつて居り世帯員は正式の被保険者となり五割の費用負擔で診療を受け得ることとなつてゐた。

費用の負擔 被保険者とその事業主が折半して保険料を負擔し、國庫負擔の額は毎年度豫算で定める。昭和十四年度は二十六萬圓（準備費）昭和十五年度は五十四萬圓の豫定である。

3 船員保険法

今回職員健康保険と相並んで船員保険が制定されたので、我國の社會保險としての健康保險制度は、從來の労働者健康保険及び國民健康保険との四本建てとなり、その内容實質にはまだまだ今後改善されねばならぬ點が多々あるとはいへ、兎もかく一應出揃つた形である。船員保険はその大體の仕組みとしては労働者健康保険に倣つてゐるが、また船員の特殊性に應じて色々の新しい制度が採り入られてゐる。

被保険者 強制被保険者は船員法第一條に規定する船員、即ち船員手帳を所持する船員であつて、高級船員たると普通船員たるを問はないが帝國臣民たること、船舶所有者に雇傭されてゐる者であることを條件とし、官吏及び待遇官吏は除外される。船員手帳の所有者は昭和十一年末に二〇五、八四九人（日本人だけ）であつたが、昭和十年末の船舶乗組員數は八四、八七四人であつた。本法實施後被保険者總數が何うなるかは分らないが、船員の需要が最近激増してゐることから見ても十四、五萬人には達するのであらう。任意繼續被保険者は十年以上十五年未滿強制被保険者であつた者で脱退手當金（後出）を請求しなかつた者だけであり、給付は老齡又は脱退に關するものだけに限られ、その資格も強制被保険者であつた期間と合算して十五年以内に限られる。任意包括被保険者の制度はない。

保険者 政府だけで保険組合はない。

保険給付 疾病又は負傷の場合における療養の給付及び傷病手当金は大體に於て健康保険と同様であるが(註1)その他は大分趣きを異にする。死亡手当金(報酬月額額の三分、最低百圓)は健康保険の埋葬料に類似するが(註2)その他は全然新しい制度である。

註1 療養の給付及傷病手当金は報酬年額千八圓以上の高級船員には支給されない。尚ほその支給期間は保険制度調査會の原案では一年であつたが、結局六ヶ月に修正された。

註2 保険制度調査會の原案では無條件であつたが、被保険者たること三年以上を要することとなつた。即ち養老年金、癱疾年金及び癱疾手当金、脱退手当金の三者である。

養老年金は十五年以上被保険者であつた者が五十歳以上になれば、報酬年額の百分の二十五、(被保険年限が十五年以上になればその一年に對し全年限の平均報酬年額の百分の一を加へる)を終身の間年金として支給する。年金を受けるやうになつてから五年以内に死亡すれば、年金の五年分と既に支給された年金總額との差額を一時金として遺族に支給する。

癱疾年金は、被保険者が癱疾となつた場合養老年金と同額の年金を支給する。又は一時金として被保険者であつた全期間の平均報酬月額額の七ヶ月分を癱疾手当金として支給する。但し癱疾に

なるまでの六年間に三年以上被保険者であつたことを條件とする。養老年金を支給する者には癱疾手当金も癱疾手当金も支給されない。癱疾年金の受領者が死亡した場合には、脱退手当金と平均報酬月額額の七ヶ月分との合計(最高十三ヶ月分)から既に支拂つた年金額の合計を差引いた金額、又は年金の五年分を遺族に支給する。

脱退手当金は、三年以上十五年未満被保険者であつた者が死亡した時、又は被保険者資格を失つてから一年半経過した時(廢疾となつた場合は即時)一時金を支給する。その額は被保険者であつた期間が三年以上四年未満の者は全期間の平均報酬月額額の一月半、四年以上九年未満の者は、三年以上一年を増す毎に半月分を加算し、九年以上の者は八年以上一年を増す毎に半月分を加算し、九年以上の者は八年以上一年を増す毎に一月分を更に加算する。癱疾年金受領者には脱退手当金を支給しない。

費用の負擔 保険料は船主と船員とが同額づつ折半負擔するが、國庫は健康保険と同様に事務費を負擔する外に、養老年金、癱疾年金、癱疾手当金、脱退手当金及び死亡手当金の給付總額の五分の一(註)を毎年負擔する。

註 保険制度調査會の原案では三分の一の負擔であつたが、大藏省との折衝で削減された。

4 健康保険法改正

主要なる改正點は、第一に被保險者の家族（世帯員）に對して疾病又は負傷の場合その療養費の一部（五割）を補給するといふことであり、第二に特別疾患（結核疾患）に對しては療養の給付及び傷病手当金の支給を法定期間（百八十日）を超えて一年まで延長することが出来るといふのであり、第三は職員保險及び船員保險の制定に伴つて生ずる法文の整備である。

5 郵便年金法改正

郵便年金制度は國民の老後の生活安定に資することを目的とした生命保險制度の一種として大正十五年に創設されたものであつて、郵便局が契約の申込、掛金の受入、年金の支拂、其他の現業事務を取扱ふ。年金の種類は即時終身年金と据置終身年金とあり、後者は五十歳支拂開始、五十五歳支拂開始、六十歳支拂開始、六十五歳支拂開始の四種に分れ、年金額は最低年額百二十圓

（掛金分割拂の場合）又は十二圓（掛金一時拂及掛金拂濟契約の場合）以上最高年額二千四百圓、掛金は年金額を基準として定められ、一時拂、年掛、半年掛及三月掛の拂込方法がある。然し何分掛金の額は相當に高いので簡易保險に比すれば普及は充分でなく、昭和十三年末の契約件數四十二萬一千件、年金額三千三百九十三萬圓であつた。

今回の改正は支那事變に對する對策と年金制度普及の趣旨から、主として次の三點である。

第一、年金受取人が一定の保證期間（即時終身年金は契約の効力發生の日より十五年、二十年及三十年据置終身年金は年金支拂開始期の到達した日より二十年）内に死亡した場合には遺族に年金支拂を繼續すると共に、年金支拂開始前に契約が消滅した場合には拂込掛金に利息を附した額を返還するといふ保證期間附終身年金を創設したこと

第二、年金受取人が戦争又は事變に關する勤務に従事し、そのために死亡した場合にはその遺族に積立金の大部を特別返還金として返還することとしたこと

第三、掛金隨時拂の方法を設け、隨時に任意の掛金を拂込み得ることとしたこと

6 恩給法改正

この改正の主要點は二つある。第一は現行法によれば戦地にあつて戦務に服した者は従軍期間一ヶ月につき三ヶ月を、戦地外にあつて戦務に服した者は同じく一ヶ月半を恩給年限に加算することになつてゐるが、航空基地に於ける服務は戦地外にあつても戦地同様の危険があり、戦地と戦地外とを分つことが出来ないから、航空基地における戦務の場合はずべて三ヶ月を加算することとしたのである。第二は、俸給の百分の一又は百分の二を國庫に納付する義務を、戦時又は事變に際しては一定限度免除するといふのであり、これは納金を徴収する手段が甚だ困難であるといふ實際上の便宜から生じたものである。

7 司法保護事業法

現在まで我國の司法保護に關する國家機關としては思想犯保護觀察所、少年審判所及び少年院

の三者があるだけであるが、一般犯罪者の保護が急を要することは釋放者及びその再犯者の數が左の如き莫大な數に上ることを以て知り得るだらう。

年	釋放人員總數	同 上再犯者數
昭和七年	二八六、三六二人	三六、二五〇人
八年	三三〇、八六三	四〇、七三五
九年	三六九、一六五	四六、〇五六
十年	三五一、一四〇	四五、一八七
十一年	三三七、五一九	四四、二七二

註 釋放人員には執行猶豫、起訴猶豫の人員を含む

右の要保護者に對する保護團體は一般保護團體九九三が輔成會を、少年保護團體一一八が日本少年保護協會を、思想犯保護團體一一八が昭和會を結成し、これら一、二二九團體が全日本司法保護事業聯盟を形成してゐる。本法はこの中の一般保護團體に對する保護助成を制度化し、新たに司法保護事業委員會及び司法保護委員を設置した。

司法保護事業は國家又は市町村自身の手で行はねばならぬことを我黨の委員は主張し、政府も

その點は甚だ遺憾であるが財政上の都合で止むを得なかつたと言つて居る。従つて本法は司法保護事業を認可制にし、寄附金募集を許可制とし、監督上必要ある場合は報告を徴し、實況を調査し、適宜指示を與へ、また奨励金を與へる等、民間團體の監督と保護を主旨とするものとなつてゐるが、奨励金の年額は二十七萬餘圓で決して多いといふを得ない。

尙、司法保護事業委員會は保護事業の認可の取消その他制裁について大臣に意見を具申するものであり、司法保護委員は任期三年の名譽職で一種の方面委員である。

8 花柳病豫防法改正

花柳病豫防法は昭和二年に出來た法律であるが實際に適用されたのは昨昭和十三年四月二十日からである。法律の中心は第二條であつて、政府は花柳病を豫防するために公共團體若くは市に診療所を設置せしめて、業態者（藝妓・酌婦・女給）等を診療せしめるといふのである。今回の改正は、藝妓・酌婦・女給等の外でも「傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レル者」を此の診療所に於て診療し得ることとし、以て花柳病豫防の効果を擧げんとしたものである。因みに昭和十二年四月一日

乃至昭和十三年三月末日（一年間）に於ける業態者總數二百六十七萬八千四十人のうち花柳病患者左の如し。

病名	人 數	罹 病 率(%)
微 毒	一〇、八九四人	〇・四一
淋 病	五一、八七〇	一・九四
軟 性 下 疳	一四、八六四	〇・五五
剝 脫	六、一四〇	〇・二二

9 借地借家臨時處理法改正

本法は大正十二年の震災によつて影響を蒙つた東京横濱兩市のバラック建築及びその敷地に關する借地借家紛争の處理を主旨とするもので、昭和十四年四月三十日までの有効期限であつたが、昨年勅令第五百九號により甲種防火地區内の普通建築物を昭和二十二年八月末まで除却を延期されたに伴ひ本法も昭和二十三年四月末まで有効と改正された。

七、教育及文化

1 宗教團體法

2 寺院等に無償にて貸付しある國有財産處分に關する法律

在來、宗教團體關係法規と云へば、明治初年以來の太政官布告、布達、省令、訓令等その數三百有餘に上り不統一を極め宗教行政上不便多く法規整備の必要は夙に痛感され明治三十二年以來貴族院に附議されること四たび、否決、審議未了となつたのであるが今議會に於て漸く成立をみたものである。

本法の對象となるものは宗教團體——神道教派、佛教宗派及基督教その他の宗教の教團、寺院、教會——と宗教結社(類似宗教)とである。而して宗教團體の設立には一定の要件のもとに主務大臣(教派・宗派・教團)又は地方長官(寺院・教會)の認可を受けるを要し、認可を得て宗教團體

となつたものに對しては國家は保護特典を附與する。即ち

(一) 所得稅の免除、(二) 寺院境内地教會構内地に對する地租の免除、(三) 宗教團體に對する地方稅の免除、(四) 寺院境内地、教會構内地、寺院教會用建物等の登記につき登録稅の免除(五) 公衆禮拜用の建物、敷地、寺院教會の寶物に對する差押の禁止等。

更に宗教團體の法人に關する特別規定が設けられてゐる。即ち、寺院は法人として、教派、宗派、教團並に教會は法人と爲すことを得る規定その他を以て、宗教團體の法的人格を認め且つ財務財政の明朗化が期待されてゐる。同時に法人たる教派、宗派、教團は破産によつて解散する條項があるが、これには宗教團體の特異性に鑑み特別規定を設けて緩和策をとつてゐる。寺院又は教會の經營に總代を法認して寺院住職、教會主管者を扶けしむることとしたのも本法の特異性であらう。

宗教結社は、代表者に於て規則を定め組織後十四日以内に地方長官に届出でなければならぬ。従來は警察の取締りに委せられてゐたのを本法で取締る。宗教團體に對する保護特典は宗教結社には附與されない。こゝに兩者の相違がある。

監督規定としては、信教の自由は憲法によつて認められてゐるが、安寧を妨げ臣民たるの義務

に反する宗教行爲を制限する法規がなかつたので本法に明記して規定された。同時に、監督官廳の不當違法の處分に對しては訴願訴訟の途が拓かれてゐる。

最後に、宗教團體に於て教化活動の第一線に立ち、教儀の宣布、儀式の執行に當る宗教教師に關する多くの規定は、これを特別に明記することなく教派、宗派、教團各々の自治に委されてゐる。併し、宗教團體の實情は必ずしも自治を妥當としない向もあるので、衆議院の附帶決議もあり、當局はこれ等に對しては充分善處することゝなつてゐる。

寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する法律は、宗教團體法と形影の關係をなすもので、現に國有財産法により寺院又は佛堂に無償にて貸付しある國有財産を寺院若くは法人たる教會に對し一定の年限の中に申請があればその寺院若くは教會に對して讓與すること、或は一定年限内に申請を俟つて時價の半額を以て賣拂ふこと等を規定した法律である。

而して、現在の寺院佛堂國有境内地の總面積は二千九百十二萬一千五百六十四坪、この推定價格一億八千四百六十二萬四千四百六十二圓で、この中讓與すべきものと推定さるゝものは二千八百八十五萬九千三百八十坪、この推定價格一億八千二百三十七萬七千七百七十七圓。賣拂べきものと推定さるゝものは六萬二千八百八十四坪、この推定價格は二百二十四萬六千二十圓。國土保

安その他公益上又は森林經營上特に國有として存置する必要ありと認めらるゝもの二十萬坪、この推定價格六百六十萬圓と云ふのである。

この國有財産處分に對しては慎重且つ公正を期するため新たに寺院境内地審査會を設置し、これに諮問の上讓與決定をなすのである。

3 青年學校國庫補助法

4 青年學校生徒就業時間法

5 地方學事通則中改正

青年學校教育費國庫補助法は、すでに勤勞青年の教育振興のため青年學校の制度を設け實施し來つたが、更に本制度を強化し昭和十四年度より男子青年に對し義務制を布くことになつたのである。併し、市町村財政の實情をみるに、教育費の負擔が相當額に上つてゐるのみならず、青年教育の義務制實施と共に負擔は一層加重する。その負擔軽減のため市町村に對し國庫より青年學

校教員給の補助となさんとするのである。(十四年度補助額は三百二十六萬餘圓)

而して、この補助金交附に關する規程は文部大臣が命令を以て定める。また、本法の適用につき市町村組合は市に、町村組合及び町村制を施行せざる地域の町村、町村組合に準すべきものは町村と看做される。同時に、本法の實施により、従來の實業補習學校に對する補助金の制度は廢止されるのである。

青年學校生徒就業時間法は、青年學校の義務制實施と共に、年少労働者の心身の保護を圖り青年學校教育の効果を擧げんが爲めに、青年學校令により就業せしめらるべき者に對し就業時間に制限を加へんとするものである。

即ち、現在工場法、鑛業法に基く命令、商店法に於て既に就業時間制限規定の適用を受けてゐる十六歳未満の者で青年學校に就學する者に對し就業時間の制限をするのであるが、それは、青年學校に於ける一日の教授及び訓練時間を就業時間と看做すと云ふ規定であつて、一日の教授及び訓練時間と、就業時間を通算し、工場法、鑛業法、商店法等それらの法令に規定されたる就業時間を超えることを得ないのである。但し、この場合就業時間と看做される教授及び訓練は法令によつて義務課程と定められたるもののみ限るのである。

地方學事通則中の改正は、青年學校教育義務制の實施にあたり、市町村の狀況に依つて青年學校生徒の教育事務を他の市町村に付託し得る途を開いたのである。

6 名古屋帝國大學創設に伴ふ特別會計の關涉に關する法律

本法は現下内外の情勢に鑑み、新たに醫學部及び理工學部を内容とする名古屋帝國大學が昭和十四年度に創設さるゝことになつたのであるが、その醫學部は現在の名古屋醫科大學を移し替ふるのであつて、昭和十三年度末現在の官立大學資金中名古屋醫科大學の用に供し得べきもの、並びに昭和十三年度官立大學特別會計の歲入殘餘の中、名古屋醫科大學に關するものを帝國大學資金に編入し、新たに創設さるゝ名古屋帝國大學の資金とするため、帝國大學特別會計と官立大學特別會計との關涉に關する規定がその内容である。

7 映畫法

映畫が我が國に輸入せられてからすでに四十年の時日を閉しその普及發達はまことに目覺ましきものがあり、國民生活への浸透著るしく、また教化、宣傳、報道等の方面にも顯著なる機能を發揮し文化的貢獻尠なからざる實情に鑑み、映畫國策樹立のめ内務、文部兩省の共同提案により本法の制定を見た譯である。本法の内容中主たるところを摘記すれば、

- 一、映畫製作、映畫配給業の濫立を防止しこの内容の充實を圖るため許可制度とする
- 一、映畫の質的向上を期するため映畫製作従事者の登録制度を實施する
- 一、行政官廳は危害豫防、衛生その他公益保護の必要に應じ映畫製作業者に對し製作に従事する者の就業その他の制限をなし得る
- 一、國民文化の向上に資する映畫製作を促すため選奨制度を設くる
- 一、外國映畫の影響を顧慮し配給、上映につき制限することを得る
- 一、國民教育啓發宣傳の目的を達するため映畫の上映を命じ得る
- 一、行政官廳は公益保護の立場から、映畫興業者その他の映畫上映者に興業時間、映寫方法、入場者の範圍等に關し制限をなすことを得る
- 一、公益上映畫製作數量の制限、配給の調製等に關し必要なる命令を發し得る

- 一、本法施行に關する重要事項の諮問機關として映畫委員會を設置する
 - 一、右各條項に違反したる者に對してはそれ〴〵罰則に従つて所罰する
- 本法の内容とするところは大略右の如くであるが、本法は映畫國策の基調としては固より尙ほ多く不備の點が見出されるであらうけれども、本法誕生の文化的意義は決して過少評價してはなるまい。

8 著作權に關する仲介業務に關する法律

本法制定の趣旨は、凡そ文化の發達普及を期するためには、著作者の權利を尊重すると共に著作物の利用を圓滑ならしめなければならぬのであるが、從來わが國の状態をみるに著作権尊重の觀念は十分でなく、海外の著作物利用の程度も地理的條件の制約等と相俟つて極めて低かつたのである。依つて、この現状を打開するために、著作物利用に關する堅實なる仲介機關の發達を促し、一方著作者の利益を擁護すると共に著作物利用の簡易化を圖らんとするのである。即ち

- 一、著作權に關する仲介業務とは著作物の出版、翻譯、興業、放送、映畫化、寫調その他の利

用に關する契約につき著作権者の代理又は媒介業と規定し、また著作権の移轉をうけ他人の爲めに著作物を管理するを業務とすれば、同じく著作権に關する仲介業務と看做される

一、この著作権に關する仲介業務を爲さんとする者は業務の範圍及業務執行の方法を定めて主務大臣の許可を得なければならぬ

一 許可を得た仲介人は著作物使用規程を定めて主務大臣の認可を得るを要する

一、而して本業務の執行に當つては業務報告書、會計報告書を主務大臣に提出しなければならぬ。更に主務大臣は時には業務關係の報告、帳簿書類の提出を求め、或は當該官吏をして仲介人の事務所その他の場所に臨檢せしむる等の監督をなす

一、仲介人が本法又は命令等に違反したるとき、或ひはその業務に關し公益を害する行爲をなしたるときは許可の取消し、業務の停止、制限等の處分があり、無許可營業その他に對してもそれ〴〵罰則の規定がある。

9 國勢調査法改正

國勢調査は大正九年を最初として十年毎に本調査を、五年毎に中間調査も行ひつつあるが、今回の改正は臨時に調査を行ひ得ることとしたものであつて、その主眼は本年七月一日を期して國民消費に關する調査を行はんとするに在る。即ち國民の消費生活に要する物資約百五十種類を選擇し、その數量、金額及び地域的分布の狀況並に配給の狀況を過去一年の分にまたがつて、主として小賣商人について申告票を作つて調査するのである。

八、軍 事

1 兵役法改正

2 短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法改正

本法の改正は服役年限、召集、在學徵集延期、兵員徵集法改正、短期現役制度廢止、在外指定學校の範圍擴張等十一項目である。

- 一、海軍兵の服役は豫備役四年を五年に、後備兵役五年を七年に改む
- 二、補充兵役十二年四月を十七年四月に改む（五年延長）
- 三、短期現役制度の廢止、但し師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有つ者が海軍の現役に服する場合在營期間は陸軍一般兵と同じとする
- 四、在學徵集延期の期間を左記の如く短縮しまた戰時又は事變に際し、特に必要ある場合に於ては勅令に依り徵集を延期せざることを得る規定を設く

學校ノ區分

徵集ヲ延期シ得ベキ期間

四月一日及其ノ以前ニ出生シタル者

四月二日以後ニ出生シタル者

年齡二十一年迄

- 中等學校
- 高等學校尋常科
- 實業學校
- 師範學校
- 高等學校高等科

- 大學令ニ依ル大學豫科 年齡二十二年迄 年齡二十三年迄
- 青年學校教員養成所 臨時教員養成所 實業學校教員養成所 高等學校專攻科 修業年限三年又ハ四年ノ專門學校 高等師範學校（專攻科ヲ除ク） 修業年限五年以上ノ專門學校 高等師範學校專攻科 大學令ニ依ル大學學部（醫學部ヲ除ク） 大學令ニ依ル大學醫學部 年齡二十五年迄 年齡二十六年迄
- 五、徵集順序の決定に當り抽籤の方法によるは身長一、六十米以上の者を以て現役配賦要員を充足し得る場合及身長一、六〇米以上の第一、補充兵相互徵集順序を定むる場合に限定しその他の場合は抽籤の方法に依らず體格、等位及び身長の高低により決定することす。

- 六、在學徵集延期者、在外徵集延期者及志願に依り兵籍に編入せられたる者が兵籍より除かるゝに至つた時は優先徵集者の範圍より除外する。
- 七、豫備兵は服役第一年次の者に限らず歸休兵を召集するも尙ほ兵員を要する場合は召集し得る。
- 八、勤務演習の召集日數は陸軍に於ても特別の必要ある場合にはこれを延長し得る。
- 九、教育召集は第二補充兵に就ても行ひ得る
- 十、召集即日歸郷者に對しては召集免除の外新に召集延期の處分を爲すことを得
- 十一、在學指定學校の範圍擴張

以上十一項目の改正が行はれ、昭和十四年三月三十一日より施行されるのであるが、第四項は昭和十四年十二月一日より施行される。

尙ほ從來短期現役に服する小學校教員に對しその在營中俸給の三分の一を支給し來つたが右制度廢止後も小學校教員の國民教育上の重責に鑑み、師範學校卒業者にして現役に服する小學校正教員に對しその身分取扱は従前通りとなし、俸給の點も從來と懸隔を生ぜしめざるやう國庫の負擔として支給するのである。

3 軍用資源秘密保護法

近代戰は國家總力戰であるから國防の安固は武力のみならず戰爭遂行上必要なる國家各般の力の充實によつて全きを得る。然も戰爭は相對的なるを以て、軍機事項に止まらず之に關聯する事項及び重要なる國情が外國に漏洩ざるやう徹底的措置を講ずる必要があるので、軍事上密接なる關係のある資源を秘匿する目的の下に陸海軍大臣又は主務大臣は命令を發し得ることとした。

本法の對象となるのは

- 一、軍用に供する重要な物資の生産額、生産能力、これの判定資料たる設備の種類別數及政府決定の生産計劃並に之等を表示する圖書物件
- 一、兵器工場事業場、之に轉用し得る工場事業場の兵器生産額、生産能力、これの判定資料たる設備の種類別數、従業員數、又はこれ等を表示する圖書物件
- 一、兵器以外の軍用物資を生産する工場事業場、之に轉用し得る工場事業場の生産額、生産能力、之が判定資料たる設備の種類別數、従業員數政府決定の生産計劃、之等を表示する圖書物件

書物件

- 一、軍用資源の貯藏額、貯藏設備の貯藏能力、政府の貯藏計劃、之等の判定資料たる圖書物件
- 一、政府の命令による軍用物資の貯藏額、これの貯藏設備及貯藏能力、政府命令の貯藏計劃及これを表示する圖書物件
- 一、重要港灣に於ける軍用物資の輸入額、政府決定の輸入計劃並此等を表示する圖書物件
- 一、軍用に供する特殊技能者その他の人的資源總數又は種類別數、此等を表示する圖書物件
- 一、軍用に供する航空機、自動車又は馬の總數又は種類別數及此等を表示する圖書物件
- 一、軍用に供する重要な鐵道の輸送能力、之の判定資料たる輸送統計此等を表示する圖書物件、軍用に供する重要な鐵道の施設又は車輛に關する記録圖表及その内容
- 一、飛行場又はその附屬設備に關する重要な記録圖表及その内容
- 一、軍用に供する船舶の特殊設備に關する重要な記録圖表及その内容
- 一、軍用の通信連絡系統、通信能力、此等表示の圖書物件、通信設備その通信能力、連絡系統に關する記録圖表及その内容
- 一、陸海軍大臣の命令委囑による試験研究、軍事上秘匿を要する發明考案に關する事項及圖書

物件

- 一、軍事上秘匿を要する氣象に關する重要事項及圖書物件
- 等で、右各項に對する軍用資源秘匿を指定する主務大臣の命令に違反し又は外國に漏泄したる者は相當長期の懲役又は罰金に處せられる。

4 軍用自動車検査法

近代戰に於ける自動車の必要性はますます増大しつゝあるが、軍が戰時所要の全自動車を平時より準備し置くことは困難であるため戰時に際し民間自動車を徵發しこれを軍用化して充當し來つたのであるが、今後戰時又は事變に際し軍の調達すべき自動車數はますます増加すべきを以てこれが調達迅速確實を期するため、平時より民間自動車の種類、性能及び各車の屬品、工具等を現物につき調査することを目的として本法の制定を見たのである。而して検査實施の要領は

- 一、一日數百臺の自動車を一検査場に時期を指定して到着せしめ、主として發動機の大分解修理並に氣筒の研磨の要否を検査する

- 一、自動車の性能、特にその命數を左右すべき重要部位を検査する
 - 一、修理及補給等のため部隊に携行せしむべき主要なる部品屬品につき、各部隊充當自動車に適應するや否やに就ての検査
 - 一、時には重量物を積載若くは牽引して集團運行検査の實施
 - 一、時として本検査時を利用し徵發實施の演習を行ふ
- 本法に依る検査を受くる者に對しては若干の手當及旅費（燃料代）を給する。萬一、検査に自動車を差出さざる者また検査場所に於て検査の執行を拒み妨げ又は忌避したる者、當該官吏の質問に答辭を爲さず若くは虚偽の陳述を爲し又は協力を爲さざる者は、罰金刑又は科料に處せられる。而して検査を受くべき者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の從業者の前記の違反行為に對し責を負はねばならず、法人の場合は法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なる時は法定代理人に適用するのである。

5 作業會計法中改正

6 海軍工廠資金會計法中改正

最近海軍の造船及び造兵工廠に於ける事業量著しく増大し、海軍工廠資金特別會計の歲入歲出も増加したる結果、從來の資金額にてはその機能を發揮し得ざる狀況となる處あるを以て、在來の本資金法定額二千萬圓を五千萬圓に引上げ、海軍の造船及び造兵工廠に於ける事業を圓滑に運任せしむる爲めの改正である。

作業會計法の改正は海軍火藥廠の据置運轉資本は從來二百萬圓と法定されて居つたが、同廠の事業量は近年著しく増大し、且つ海軍軍備の充實に伴ふ火藥製造施設も整備擴充の途上にあり、右法定額にては作業遂行に困難を來すを以て、在來の法定資本を四百萬圓に増額すると共に、その不足額は事業の狀況に應じ漸次一般會計より繰入るゝの途を開いたのである。

7 支那事變に關する特別資金として交付する爲公債發行に關する法律

支那事變に關する勤務に従事し、その爲めに死歿したる陸海軍軍人、軍屬等の遺族に對し特別

賜金として交付する爲め必要なる額を限度として公債を發行することを得るやう本法を制定したのである。

九、外地關係其他

1 朝鮮事業公債法中改正

2 朝鮮私鐵補助法中改正

イ、骨子

前者は朝鮮事業公債法に依る公債の發行限度を従前の八億九千三百五十萬圓から十億六千六百十萬圓に増額するもので、その目的は昭和十四年度以降の繼續費として計上されてゐる鐵道建設並に改良費の財源に充てるためだ。

後者は朝鮮の私鐵會社に對する補助の期間を更に五年間延長すると共に、補助方法に就て若干

の改正を行つたものだ。現在朝鮮には、私鐵會社として朝鮮鐵道、朝鮮京南鐵道、金剛山電氣鐵道、朝鮮京東鐵道、新興鐵道の五社があるが、そのうち京東を除く四社の補助期限が昭和十四年度中を以て満了する。しかしこの四社は『未だ政府の補助なくしては經營困難であり、また朝鮮開發上重要な鐵道であつて國營代行線たるの意義をも持つてゐる』(委員會に於ける政府委員の説明)ので、もう五ヶ年引續き補助金を交付することとしたものだ。次に、補助方法の改正は、補助率を引下げたこと、並に補助金額を毎年豫算の中に組むこととした點が主なるものである。

ロ、朝鮮特別會計の財力

我黨議員の委員會に於ける質問に對して朝鮮總督府當局が答へた處に依ると、朝鮮の國營鐵道は投資額に對して優に年六分の利益率を擧げて居り、公債財源を以て鐵道建設を行ふに何の不安もないことである。また最近鮮内に於ける工鐵業の發展に伴つて租稅收入が増加し、公債利拂ひの負擔額二千八百萬圓程度に對して租稅收入は一億圓を突破してゐるといふ。従つて朝鮮自體としてはまだ、相當額の公債を發行しても元利拂ひに困るやうなことはなく、若し内地の公債政策さへ許せば、北鮮、西鮮の産業開發のためにどしどし公債を發行したい處だといふ。

ハ、私鐵補助期間延長に疑義

一二四

しかし私鐵の補助期限延長に就ては若干の疑義なきを得ない。補助基本期間は營業開始の年度から十五ヶ年となつて居り、その上に既に五ヶ年を延長して今日に至つてゐるものだが、これを更に五ヶ年延長してまでも前記五鐵道の私營形態を續けてゆく必要があるかどうか頗る疑問である。前述のやうに朝鮮總督府特別會計の内容が可成り餘力あるものとなつて居るとすれば、この際大陸交通政策の見地からも一舉に國營化してゆくべきである。その爲の公債發行は純然たる交付公債だから、一般的な公債政策に背馳することもない筈だ。一度でも朝鮮の私鐵に乘客となつた者ならば、それを出来るだけ速かに國營化して朝鮮鐵道局の一元的經營に移さねばならぬことを痛感してゐる。尙ほ七十四議會には、朝鮮鐵道會社に屬する軌線の中、金泉慶北安東間の百十八キロを買収するため公債を發行する法案が提出されて通過したが、これは朝鮮國有鐵道中央線の建設進捗に伴ひ、それとの連絡の關係から買収を必要とするに至つたものだ。

3 大正九年法律第五十三號中改正

(關稅法、關稅定率法及保稅倉庫法等の朝鮮に於ける特例に關する件)

本法の目的は「日滿陸接國境地域に於ける經濟開發の促進を圖り、國境河川に跨る設備に要する特定商品に對しその輸入税を免除する」に在る(提案理由書より)

朝鮮と滿洲國とが接する境界線には、鴨綠江並に圖們江が流れてゐるが、日滿間の經濟關係の緊密化に伴ひ、この二大河川を利用してゝな建設事業が行はれてゐる。橋梁の架設並に水力電氣はその主なるものだ。橋梁の架設は大陸交通政策の一環として、水力電氣は日滿兩國に對する動力並に原料(電氣化學工業用)の供給を確保するために至大の重要性を持つてゐる。就中後者は北、西鮮工業化並に滿洲國五ヶ年計畫の遂行に必要な電源として兩國ともに非常な力瘤を入れてゐるものである。そこで、この二大建設計畫に要する資材の輸出入には關稅を免除して、計畫の圓滑な遂行を圖らうといふのが本法の趣旨である。

4 明治四十五年法律第二十三號中改正

(樺太封鎖炭田の開封に関する件)

明治四十五年法律第二十三號といふのは、樺太に於ける石炭の採掘に関する法律だが、今回これを一部改正して、人造石油事業(石炭液化)のために樺太の所謂「封鎖炭田」を優先的に解放しようといふのが本改正の趣旨である。

我國の石油産額は總需要量の一割にも足りないために、國內天然石油の開発、海外より輸入する石油の貯蔵の外、石炭を主原料とする人造石油事業に異常な努力が拂はれてゐることは既に周知の如くだ。ところで、樺太の封鎖炭田の中にはこの人造石油事業に適する炭質と埋藏量を持つてゐるものがあるが、従來封鎖炭田の採掘は競争入札の方法に依つてゐた。そのため、この貴重な資源は必らずしも人造石油事業に役立つことが出来なかつた譯だが、今回の改正の結果、人造石油事業法(昭和十二年成立)に依つて許可を受けてゐる業者に對しては、競争入札の方法に依らず、行政官廳に於て適當に採掘料を定め、封鎖炭田の採掘を許可し得ることとなつた。

尙ほこの改正は、樺太の拓殖の爲にも相當役立つものと見られてゐる。本會議並に委員會に於ける論議は主として石炭國營の必要、樺太拓殖事業の検討等に向けられた。

5 臺灣事業公債法中改正

臺灣に於ける築港工事と鐵道改良を公債財源にて行ふため、従前の臺灣事業公債法に依る公債の發行限度をもう一千八百三十萬圓だけ増額したものだ。その結果、發行限度は一億五千四百六十萬圓から一億七千二百九十萬圓に増加した。臺灣の産業經濟に就ては別項の臺灣米移出管理特別會計法の項に譲る。

6 國境取締法

これは「最近の國際情勢に鑑み特に陸接國境方面に於て防牒及公安の萬全を期せんが爲國境の出入を嚴に取締るの要」あるため提出されたものだ(同法案提出書より)その要項は左の如くであ

る。

- 一、政府は勅令の定むる所に依り、陸接國境（之に接續する領海の境界を含む）よりする人の出入を禁止し又は制限し得ることとしたこと。
 - 二、政府は勅令の定むる所に依り前項に規定する國境に接する土地又は水面に付區域を定め、その區域からの人の出入を制限し得ることとしたこと。
 - 三、右二項の違反者に相當の重刑を課する罰則を設けたこと。
- この取締の對象となる國境は、主として北鮮の圖們江方面と北樺太である。

7 滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に 關する法律

滿洲國に於ける我國の治外法權は、昭和十二年十一月五日調印の條約に依つて撤廢されてゐるが、その後も未決の訴訟事件並に非訟事件は、事の性質上引續き帝國領事官をして取扱はしめてゐた。また滿洲國在住の帝國臣民に對する神社、教育並に兵事に關する行政も引續き我國の管轄

に委ねられ、従つてそれに関する司法手續も帝國領事官の管轄に屬してゐた。ところが最近に於てもはや領事官をして右の事務を扱はしめる必要もないやうになつたので、これを今後は、朝鮮總督府裁判所又は關東法院の管轄に移すこととしたのがこの法律の眼目である。

これに就ては本會議並に委員會を通じて殆んど何の意見もなく、當然の事が當然の方法で處理された法律である。

8 中支那振興株式會社法中改正

これは政府所有株式の第二回拂込を現物出資にて行ひ得るやう改正したものだ。中支振興會社は北支開發會社と共に支那開發の爲の二大國策會社として昨年秋誕生したもので、資本金一億圓半額政府出資となつてゐる。昨年第一回拂込は原法の規定に基いて現物出資せられたが、その後鐵道資材その他相當額の資材が現地に送り出されてゐるので、これを以て政府持株の第二回拂込に充當しようといふのである。たゞそれだけの改正であつて重大な意味はない。

389
90

昭和十四年四月九日印刷
昭和十四年四月十一日發行

第七十四興亞議會活動報告

豫算及重要立法解說
定價貳拾五錢(送料三錢)

複製
不許

編輯及
印刷發行
人

東京市芝區西久保櫻川町七
社會大眾黨

野學

發行所

東京・芝・西久保櫻川町七
社會大眾黨出版部

振替東京四六六四九番
電話芝(43)一七〇八番

